

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事
工事地名	東京都府中市是政地先 外 1 箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	京浜河川事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025030024	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	352日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月18日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	東京都	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	立川地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	多摩川本川	2 2) 処 分 費 等	136,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 6日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川等災害関連事業費 都市水環境整備事業費	2) 目： 河川等災害関連事業費 総合水系環境整備事業費	3) 目の細分： 工事費 工事費	4) 事業名： 多摩川 多摩川
--------------------------------------	------------------------------------	------------------------	-----------------------

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
築堤・護岸 【是政地区】		式	1		179,821,555				
河川土工		式	1		172,052,170				
掘削工 (ICT)		式	1		22,172,400				
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	m3	27,000	307.5	8,302,500				単-1号
土砂等運搬 →ふるいわけY	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		13,869,900				内-1号
土砂分別工		式	1		149,879,770				
玉石ふるいわけ	φ100mm以上除去	m3	27,000	1,390	37,530,000				単-2号
土砂等運搬 →多摩川R7.4k	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3	20,000	3,807	76,140,000				単-3号
土砂等運搬 →荒川L44.4k~44.8k	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3	4,300	5,680	24,424,000				単-4号
土砂等運搬 →現場内 (余掘り箇所)	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式	1		1,386,990				内-2号
整地 現場内 (ふるいわけ後)	残土受入れ地での処理	式	1		3,222,180				内-3号
整地 現場内 (余掘り箇所)	敷均し (ルーズ)	式	1		357,750				内-4号

設計内訳書

工事名		R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)				事業区分	河川改修		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込(ルース)		土砂 土量50,000m3未満	式	1		6,021,540			内-5号
積込(ルース)		岩塊・玉石 土量50,000m3未満	式	1		797,310			内-6号
仮設工			式	1		7,769,385			
工事に用道路工			式	1		1,740,105			
敷鉄板		22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		1,740,105			内-7号
交通管理工			式	1		6,029,280			
交通誘導警備員			式	1		6,029,280			内-8号
直接工事費			式	1		179,821,555			
共通仮設費			式	1		22,990,300			
共通仮設費			式	1		8,479,300			
運搬費			式	1		1,459,900			
仮設材運搬費			式	1		1,459,900			内-9号

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
技術管理費		式	1		3,297,400				
土質等試験費 (1)	高規格堤防土壌試験費	式	1		1,877,400				内-10号
土質等試験費 (2)	土質試験費	式	1		822,000				内-11号
システム初期費(ICT)		式	1		598,000				内-12号
現場環境改善費 (率計上)		式	1		3,722,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		14,511,000				
純工事費		式	1		202,811,855				
現場管理費		式	1		50,354,000				
工事原価		式	1		314,562,400				
一般管理費等		式	1		44,737,600				
工事価格		式	1		359,300,000				
消費税相当額		式	1		35,930,000				

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事					事業区分		河川改修	
						工事区分		築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事費計			式	1		395, 230, 000			

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
築堤・護岸		式	1		39,940,545				
河川土工		式	1		6,243,024				
掘削工 (ICT)		式	1		42,515				
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 土工1,000m3未満	m3	110	386.5	42,515				単-1号
盛土工		式	1		5,237,021				
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	500	7,297	3,648,500				単-2号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	150	919.9	137,985				単-3号
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		1,309,290				内-1号
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式	1		141,246				内-2号
盛土工 (ICT)		式	1		49,248				
路体(築堤)盛土 (ICT)		m3	90	547.2	49,248				単-4号
法面整形工 (ICT)		式	1		914,240				

設計内訳書

工事名		R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事				(当 初)		事業区分	河川改修
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面整形(切土部)(ICT)		砂質土、砂及び砂質土、粘性土 土工1,000m3未満	m2	370	911	337,070			単-5号
法面整形(盛土部)(ICT)		法面締固め無し 土工1,000m3未満	m2	990	583	577,170			単-6号
階段護岸工			式	1		6,779,010			
作業土工			式	1		342,680			
床掘り		土砂	式	1		167,440			内-3号
埋戻し		土砂	式	1		175,240			内-4号
階段工			式	1		6,436,330			
現場打階段(1)		24-8-25(20)(高炉)再生クラッシュ40~0	箇所	1	2,122,000	2,122,000			単-7号
現場打階段(2)		24-8-25(20)(高炉)再生クラッシュ40~0	箇所	1	2,302,000	2,302,000			単-8号
現場打基礎コンクリート		24-8-25(20)(高炉)底幅 50 c m 高さ 50 c m	m	37	21,360	790,320			単-9号
横帯(隔壁)コンクリート		24-8-25(20)(高炉)幅 30 c m 高さ 60 c m	m	17	28,810	489,770			単-10号
横帯(隔壁)コンクリート		24-8-25(20)(高炉)幅 30 c m 高さ 70 c m	m	5	28,670	143,350			単-11号

設計内訳書

工事名		R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事				(当 初)		事業区分	河川改修
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
縦帯コンクリート		24-8-25(20)(高炉) 幅 30 c m 高さ 50 c m	m	3	19,380	58,140			単-12号
平アブロック張		350×350×150	m2	25	21,230	530,750			単-13号
擁壁工			式	1		4,446,358			
作業土工			式	1		335,088			
床掘り		土砂	式	1		95,680			内-5号
埋戻し		土砂	式	1		219,050			内-6号
積込(ルース)		土砂 土量50,000m3未 満	式	1		1,982			内-7号
土砂等運搬		土砂(岩塊・玉石混り土 含む)	式	1		18,376			内-8号
場所打擁壁工(構造物単位)			式	1		4,111,270			
重力式擁壁 (1)		1mを超え2m未満 18-8- 25(高炉)	m3	17	80,860	1,374,620			単-14号
重力式擁壁 (2)		2m以上5m以下 18-8-25 (高炉)	m3	35	72,700	2,544,500			単-15号
化粧型枠			式	1		192,150			内-9号

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
付帯道路工		式	1		18,423,616				
路側防護柵工		式	1		360,920				
車止め	再利用 φ139.8×1250 ポール式	基	4	33,840	135,360				単-16号
車止め	再利用 H=1052 扉式	基	4	56,390	225,560				単-17号
作業土工		式	1		598,380				
床掘り	土砂	式	1		382,720				内-10号
埋戻し	土砂	式	1		175,240				内-11号
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		40,420				内-12号
舗装準備工		式	1		1,510,880				
不陸整正	補足材有り 再生グラッシャー RC-40 46mm以上53mm未満	m2	5,600	269.8	1,510,880				単-18号
アスファルト舗装工		式	1		7,280,226				
下層路盤(車道・路肩部)	再生グラッシャー RC-40 仕上り厚 150mm	m2	48	605.1	29,044				単-19号

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
下層路盤(車道・路肩部)	再生クワッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	m2	286	689.2	197,111				単-20号
下層路盤(歩道部)	再生クワッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	m2	217	1,023	221,991				単-21号
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2	2,500	674.6	1,686,500				単-22号
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 90mm	m2	115	2,711	311,765				単-23号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上3.0m以下	m2	163	1,721	280,523				単-24号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	2,450	1,699	4,162,550				単-25号
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	50	2,459	122,950				単-26号
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上	m2	168	1,594	267,792				単-27号
薄層カー舗装工		式	1		1,113,795				
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 90mm	m2	265	2,596	687,940				単-28号
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2	265	1,607	425,855				単-29号

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
縁石工		式	1		7,559,415				
舗装止アロック	120×120×600	m	443	4,959	2,196,837				単-30号
舗装止アロック	再利用 120×120×600	m	27	3,920	105,840				単-31号
舗装止アロック	150×150×600	m	666	7,893	5,256,738				単-32号
付属物設置工		式	1		622,280				
階段工		式	1		622,280				
現場打階段 (3)	18-8-25(高炉) 再生ク ッシャー40～0	箇所	1	496,100	496,100				単-33号
現場打基礎コンクリート	18-8-25(20)(高炉) 底 幅 50 c m 高さ 50 c m	m	6	21,030	126,180				単-34号
側帯工		式	1		118,250				
縁切工		式	1		118,250				
吸出し防止材	t=10mm	m2	110	1,075	118,250				単-35号
構造物撤去工		式	1		1,739,757				

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
防護柵撤去工		式	1		577,616				
防護柵撤去(カーブレベル)		m	15	1,448	21,720				単-36号
手摺撤去	H=0.8m 1段	m	35	3,703	129,605				単-37号
手摺撤去	H=0.85m 2段	m	22	3,703	81,466				単-38号
手摺撤去	再利用 H=0.85m 2段	m	35	3,703	129,605				単-39号
車止め撤去	φ139.8×1250 ボール式	基	9	12,660	113,940				単-40号
車止め撤去	再利用 φ139.8×1250 ボール式	基	4	12,660	50,640				単-41号
車止め撤去	再利用 H=1052 扉式	基	4	12,660	50,640				単-42号
構造物取壊し工		式	1		695,552				
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3	14	11,780	164,920				単-43号
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3	4	21,260	85,040				単-44号
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4cm	m2	95	650.5	61,797				単-45号

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2	590	650. 5	383, 795				単-46号
縁石撤去工		式	1		43, 578				
舗装止ブロック撤去	再利用 120×120×600	m	27	1, 614	43, 578				単-47号
運搬処理工		式	1		423, 011				
殻運搬	アスファルト殻	m3	33	5, 014	165, 462				単-48号
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	14	6, 301	88, 214				単-49号
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3	4	5, 753	23, 012				単-50号
殻処分	アスファルト殻	t	78	1, 000	78, 000				単-51号
殻処分	コンクリート殻(無筋)	t	34		34, 000				単-52号
殻処分 (ルーズ)	コンクリート殻(鉄筋)	m3	6		24, 000				単-53号
現場発生品運搬	ガードレール、手摺、車止め	式	1		10, 323				内-13号
仮設工		式	1		1, 568, 250				

設計内訳書

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通管理工			式	1		1,568,250			
交通誘導警備員			式	1		1,568,250			内-14号
直接工事費			式	1		39,940,545			
共通仮設費			式	1		5,899,000			
共通仮設費			式	1		1,618,000			
技術管理費			式	1		548,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		548,000			内-15号
現場環境改善費 (率計上)			式	1		1,070,000			
共通仮設費 (率計上)			式	1		4,281,000			
純工事費			式	1		45,839,545			
現場管理費			式	1		15,557,000			
工事原価			式	1		61,396,545			

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

- 2 -

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

- 3 -

一式当たり内訳書

第 5号内訳書

積込(ルーズ)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	24,300	247. 8	6,021,540			
合 計					6,021,540			

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	650	459. 7	298, 805			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 253日 無 有	枚	70	20, 590	1, 441, 300			
合 計					1, 740, 105			

第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

仮設材運搬費
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 27.5km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	224.6	5,000	1,123,000			
仮設材等の積み込み、取卸し費	積み込み,取卸し(片道分)	t	224.6	1,500	336,900			
合 計					1,459,900			

一式当たり内訳書

第 10号内訳書 土質等試験費 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土壌試験費	溶出試験 2 8 項目一斉分析 (前処理費含む)	回	6	149, 000	894, 000			
土壌試験費	含有量試験 1 1 項目一斉分析	回	6	45, 900	275, 400			
土壌試験費	ダイオキシン類 (含有量試験)	回	6	118, 000	708, 000			
合 計					1, 877, 400			

一式当たり内訳書

第 11号内訳書
土質等試験費
(2)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質試験費		回	6	137,000	822,000			
合 計					822,000			

システム初期費(ICT)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 2号内訳書
積込(ルーズ)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	570	247. 8	141, 246			
合 計					141, 246			

第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

第 7号内訳書
積込(ルーズ)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	8	247. 8	1, 982			
合 計					1, 982			

第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

現場発生産品運搬

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場発生産品及び支給品運搬	トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t 有り 14.0km以下	t	0.55	8,400	4,620			
現場発生産品及び支給品積込み・荷卸し	トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t	t	0.55	10,370	5,703			
合 計					10,323			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員

第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 A		人日	75	20,910	1,568,250			
合 計					1,568,250			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-1号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価 307.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	1	307.5	307.5	
計						307.5	
単価						307.5	円/m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-2号	玉石ふるいわけ	φ100mm以上除去	単位	m3	数量	1	単価 1,390
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
玉石ふるいわけ 河道掘削土砂		φ100mm以上 除去 スカルトンバケット 玉石混入率10%程度	m 3	1	1,390	1,390	
計						1,390	
単価						1,390	円/m3

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	土砂等運搬 →多摩川R7.4k	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量		単価	
						1		3,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 31.5km以下	m 3	1	3,807	3,807		
計						3,807		
単価						3,807	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	土砂等運搬 →荒川L44.4k~44.8k	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量		単価	
						1		5,680
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 60.0km以下	m 3	1	5,680	5,680		
計						5,680		
単価						5,680	円/m3	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	玉石ふるいわけ 河道掘削土砂	φ100mm以上 除去 スカルトンバケット 玉石混入率10%程度	単位	m ³	数量	100	単価 1,390
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	1	35,088	35,088	
普通作業員			人	1	27,540	27,540	
バックホウ（クローラ型）運転		標準型・超低騒音型 排ガス型(2次) 山積0.8m ³	日	1	74,530	74,530	
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		1,842	
計						139,000	
単価						1,390	円／m ³

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m ²	数量	100	単価 459.7
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0.295	35,088	10,350	
	とび工		人	0.295	33,762	9,959	
	普通作業員		人	0.295	27,540	8,124	
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	57,920	17,086	
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		451	
	計					45,970	
	単価					459.7	円／m ²

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 253日 無 有	単位	枚	数量	1	単価 20,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	19,481	19,481	
整備費（敷鉄板）		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）			式	1		9	
計						20,590	
単価						20,590	円／枚

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価 19,080
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	交通誘導警備員 B		人	1	19,074	19,074	
	諸雑費 (まるめ)		式	1		6	
	計					19,080	
	単価					19,080	円/人日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	仮設材等 (鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等) の運	関東・中部・近畿 27.5km 12m以内 各種 (実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価 5,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	基本運賃区分 A	製品長12m以内 30kmまで	t	1	5,000	5,000	
	諸雑費 (まるめ)		式	1		0	
	計					5,000	
	単価					5,000	円/t

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価 1,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	積込み, 取卸し費 (仮設材等)		t	1	1,500	1,500	
	諸雑費 (まるめ)		式	1		0	
	計					1,500	
	単価					1,500	円/t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	システム初期費 (I C T)	バックホウ	単位	式	数量	1	単価 598,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
	計					598,000	
	単価					598,000	円/式

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	バックホウ（クローラ型）運転	標準型・超低騒音型 排ガス型(2次) 山積0.8m3	単位	日	数量	1	単価 74,530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	31,722	31,722	
軽油			L	93	131	12,183	
バックホウ（クローラ型）〔標準型・超低騒音型〕		排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m3	供用日	1.73	17,700	30,621	
諸雑費（まるめ）			式	1		4	
計						74,530	
単価						74,530	円／日

参考資料（２）

		バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	単価	金額	摘要
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）				人	1	31,722	31,722		
軽油				L	119	131	15,589		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0.8m3（平積0.6m3） 2.9t吊		日	1.06	10,000	10,600		
諸雑費（まるめ）				式	1		9		
計							57,920		
単価							57,920	円／日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一1号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 土工1,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価 386.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット 無し 1,000m3未満	m 3	1	386.5	386.5	
計						386.5	
単価						386.5	円/m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価 7,297
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体 (築堤) 盛土		2.5m未満	m 3	1	7,297	7,297	
計						7,297	
単価						7,297	円/m3

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量		単価	
						1		919.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	m 3	1	919.9	919.9		
	計					919.9		
	単価					919.9	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量		単価	
						1		547.2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体（築堤）盛土（I C T）	20,000m3未満 有り	m 3	1	547.2	547.2		
	計					547.2		
	単価					547.2	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一5号	法面整形(切土部)(ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土 土工1,000m3未満	単位	m2	数量		1	単価 911
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形(切土部)(ICT)		埴質土、砂及び砂質土、粘性土 1,000m3未満	m 2	1	911	911		
計						911		
単価						911	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し 土工1,000m3未満	単位	m2	数量		1	単価 583
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形(盛土部)(ICT)		法面締固め無し 1,000m3未満	m 2	1	583	583		
計						583		
単価						583	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-7号	現場打階段 (1)	24-8-25(20) (高戸) 再生クワッシャ40～0	単位	箇所	数量	1	単価 2,122,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クワッシャ 40～0 全ての費用	m 2	94.9	1,452	137,794.8	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 24-8-25(20) (高戸) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	m 3	40.3	31,900	1,285,570	
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	40.2	11,230	451,446	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	t	0.56	186,500	104,440	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無 (鉄筋割合10%未満含む) 補正無 (一般構造物)	t	0.75	189,600	142,200	
計						2,121,450.8	
単価						2,122,000	円/箇所

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-8号	現場打階段 (2)	24-8-25(20) (高戸) 再生クワッシュン40～0	単位	箇所	数量	1	単価 2,302,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クワッシュン 40～0 全ての費用	m 2	85.3	1,452	123,855.6	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ 車打設 24-8-25(20) (高戸) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し	m 3	37.9	31,900	1,209,010	
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	42.4	11,230	476,152	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.51	186,500	95,115	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.69	189,600	130,824	
目地板		30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡) t=20	m 2	9.9	5,917	58,578.3	
ダウエルバー		D19 L=600	本	54	901.6	48,686.4	
【材料費】							
ダウエルバー		φ19 ステッキ筋 L=600	本	54	2,790	150,660	
塩ビVPキャップ		φ25 L=300	個	54	165	8,910	
計						2,301,791.3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一9号	現場打基礎コンクリート	24-8-25(20) (高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	10	単価 21,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打基礎コンクリート		生コンクリート各種 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	2.1	92,690	194,649	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.03	186,500	5,595	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.07	189,600	13,272	
計						213,516	
単価						21,360	円/m

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-10号	横帯(隔壁)コンクリート	24-8-25(20)(高戸) 幅 30 c m 高さ 60 c m	単位	m	数量	10	単価	28,810	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クワッシュン 40〜0 全ての費用	m 2	5.6	1,452	8,131.2			
コンクリート		小型構造物 クレーン車打設 24-8-25(20)(高戸) 一般養生 打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下	m 3	2	46,540	93,080			
型枠		一般型枠 小型構造物	m 2	13.5	10,160	137,160			
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.04	186,500	7,460			
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.07	189,600	13,272			
目地板		30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡) t=20	m 2	4.9	5,917	28,993.3			
計						288,096.5			
単価						28,810	円／m		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-11号	横帯(隔壁)コンクリート	24-8-25(20)(高戸) 幅 30 c m 高さ 70 c m	単位	m	数量	10	単価 28,670
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュ 40～0 全ての費用	m ²	5.4	1,452	7,840.8	
コンクリート		小型構造物 クレーン車打設 24-8-25(20)(高戸) 一般養生 打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下	m ³	2.1	46,540	97,734	
型枠		一般型枠 小型構造物	m ²	15.6	10,160	158,496	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.04	186,500	7,460	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.08	189,600	15,168	
計						286,698.8	
単価						28,670	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-12号	縦帯コンクリート	24-8-25(20)(高戸) 幅 30 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	10	単価 19,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生クラッシュ 40～0 全ての費用	m ²	5	1,452	7,260	
コンクリート		小型構造物 クレーン車打設 24-8-25(20)(高戸) 一般養生 打設高さ約17m以下、水平打設距離約17m以下	m ³	1.5	46,540	69,810	
型枠		一般型枠 小型構造物	m ²	10	10,160	101,600	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.02	186,500	3,730	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.06	189,600	11,376	
計						193,776	
単価						19,380	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-13号	平ブロック張	350×350×150	単位	m2	数量	1	単価 21,230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
平ブロック張 作業半径8.0m超		作業半径8.0m超 平ブロック150kg/個未満	m 2	1	7,727	7,727	
平ブロック		350×350×150	m 2	1	13,500	13,500	
計						21,227	
単価						21,230	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-14号	重力式擁壁 (1)	1mを超え2m未満 18-8-25(高炉)	単位	m3	数量	1	単価 80,860
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重力式擁壁		1mを超え2m未満 18-8-25(高炉) 有り 無し 一般養生 延長無し	m 3	1	80,860	80,860	
計						80,860	
単価						80,860	円/m3

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	重力式擁壁 (2)	2m以上5m以下 18-8-25(高炉)	単位	m3	数量		単価	
						1		72,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
重力式擁壁		2m以上5m以下 18-8-25(高炉) 有り 無し 一般養生 延長無し	m 3	1	72,700	72,700		
計						72,700		
単価						72,700	円/m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	車止め	再利用 φ139.8×1250 ボール式	単位	基	数量		単価	
						1		33,840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止め設置		再利用 φ139.8×1250 ボール式	基	1	33,840	33,840		
計						33,840		
単価						33,840	円/基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	車止め	再利用 H=1052 扉式	単位	基	数量		単価	
						1		56,390
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止め		再利用 H=1052 扉式	基	1	56,390	56,390		
計						56,390		
単価						56,390	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	不陸整正	補足材有り 再生クラッシュラン RC-40 46mm以上53mm未満	単位	m2	数量		単価	
						1		269.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
不陸整正		有り 46mm以上53mm未満 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	269.8	269.8		
計						269.8		
単価						269.8	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一19号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量		1	単価 605.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	605.1	605.1		
計						605.1		
単価						605.1	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一20号	下層路盤(車道・路肩部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 200mm	単位	m2	数量		1	単価 689.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
下層路盤(車道・路肩部)		200mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	689.2	689.2		
計						689.2		
単価						689.2	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-21号	下層路盤(歩道部)	再生クラッシュラン RC-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量		単価	1,023
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	下層路盤(歩道部)	150mm 1層施工 再生クラッシュラン RC-40 全ての費用	m 2	1	1,023	1,023		
	計					1,023		
	単価					1,023	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-22号	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	単位	m2	数量		単価	674.6
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 150mm 1層施工 全ての費用	m 2	1	674.6	674.6		
	計					674.6		
	単価					674.6	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-23号	上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 90mm	単位	m2	数量		単価	
						1		2,711
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	上層路盤(車道・路肩部)	路盤材(各種) 1.4m以上3.0m以下 90mm プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,711	2,711		
	計					2,711		
	単価					2,711	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-24号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上3.0m以下	単位	m2	数量		単価	
						1		1,721
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	表層(車道・路肩部)	1.4m以上3.0m以下 50mm 再生密粒度アスコン (20) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	1,721	1,721		
	計					1,721		
	単価					1,721	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-25号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量		1	1,699
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン(20) プライムコート PK-3 全ての費用	m2	1	1,699	1,699		
計						1,699		
単価						1,699	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-26号	表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量		1	2,459
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(歩道部)		1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 再生密粒度アスコン(13) プライムコート PK-3 全ての費用	m2	1	2,459	2,459		
計						2,459		
単価						2,459	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-27号	表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上	単位	m2	数量		1	1,594
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層(歩道部)		1.4m以上 40mm 再生密粒度アスコン (13) プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	1,594	1,594		
計						1,594		
単価						1,594	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-28号	上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 90mm	単位	m2	数量		1	2,596
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤(車道・路肩部)		路盤材(各種) 3.0m超 90mm プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1	2,596	2,596		
計						2,596		
単価						2,596	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-29号	表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	単位	m2	数量	1	単価 1,607
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
表層(車道・路肩部)		3.0m超 50mm 再生密粒度アスコン(20) タックコート PK-4 全ての費用	m 2	1	1,607	1,607	
計						1,607	
単価						1,607	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-30号	舗装止ブロック	120×120×600	単位	m	数量	1	単価 4,959
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック		設置 A種(120×120×600) 再生グラッサラン RC-40 無し	m	1	4,959	4,959	
計						4,959	
単価						4,959	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-31号	舗装止ブロック	再利用 120×120×600	単位	m	数量	1	単価 3,920
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック		設置 各種(600mm以下、50kg未満) 1.65個/m 再生グラッサラン RC-40 無し	m	1	3,920	3,920	
計						3,920	
単価						3,920	円/m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-32号	舗装止ブロック	150×150×600	単位	m	数量	1	単価 7,893
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
地先境界ブロック		設置 C種(150×150×600) 再生グラッサラン RC-40 生コンクリート(各種) 無し	m	1	7,893	7,893	
計						7,893	
単価						7,893	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-33号	現場打階段 (3)	18-8-25(高炉) 再生グラツシヤン40～0	単位	箇所	数量	1	単価 496,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎碎石		12.5cmを超え17.5cm以下 再生グラツシヤン 40～0 全ての費用	m 2	24.9	1,452	36,154.8	
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ 車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m 3	8.6	31,310	269,266	
型枠		一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m 2	10.6	11,230	119,038	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.15	186,500	27,975	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.23	189,600	43,608	
計						496,041.8	
単価						496,100	円/箇所

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-34号	現場打基礎コンクリート	18-8-25(20) (高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	単位	m	数量	10	単価 21,030
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打基礎コンクリート		生コンクリート各種 有り 一般養生・特殊養生(練炭)	m 3	2.1	91,150	191,415	
鉄筋工 [市場単価]		SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.03	186,500	5,595	
鉄筋工 [市場単価]		SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	t	0.07	189,600	13,272	
計						210,282	
単価						21,030	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-35号	吸出し防止材	t=10mm	単位	m2	数量		単価	
						1		1,075
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	吸出し防止材設置		m 2	1	1,075	1,075		
	計					1,075		
	単価					1,075	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-36号	防護柵撤去 (ガードレール)		単位	m	数量		単価	
						1		1,448
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	防護柵撤去工 (ガードレール撤去工)	土中建込・標準型 Gr-C-4E 無 無	m	1	1,448	1,448		
	計					1,448		
	単価					1,448	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一37号	手摺撤去	H=0.8m 1段	単位	m	数量		単価	
						1		3,703
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
手摺撤去		プレキャスト基礎ブロック建込 1段 H=0.8 m	m	1	3,703	3,703		
計						3,703		
単価						3,703	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一38号	手摺撤去	H=0.85m 2段	単位	m	数量		単価	
						1		3,703
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
手摺撤去		プレキャスト基礎ブロック建込 2段 H=0.85 m	m	1	3,703	3,703		
計						3,703		
単価						3,703	円/m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一39号	手摺撤去	再利用 H=0.85m 2段	単位	m	数量	1	単価 3,703
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
手摺撤去		再利用 プレキャスト基礎ブロック建込 2段 H=0.85 m	m	1	3,703	3,703	
計						3,703	
単価						3,703	円/m

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一40号	車止め撤去	φ139.8×1250 ボール式	単位	基	数量	1	単価 12,660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
車止め撤去		φ139.8×1250 ボール式	基	1	12,660	12,660	
計						12,660	
単価						12,660	円/基

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一41号	車止め撤去	再利用 φ139.8×1250 歩式	単位	基	数量		単価	
						1		12,660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止め撤去		再利用 φ139.8×1250 歩式	基	1	12,660	12,660		
計						12,660		
単価						12,660	円／基	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一42号	車止め撤去	再利用 H=1052 扉式	単位	基	数量		単価	
						1		12,660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
車止め撤去		再利用 H=1052 扉式	基	1	12,660	12,660		
計						12,660		
単価						12,660	円／基	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-43号	コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量		単価	
						1		11,780
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11,780	11,780		
	計					11,780		
	単価					11,780	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-44号	コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量		単価	
						1		21,260
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	21,260	21,260		
	計					21,260		
	単価					21,260	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一45号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	単位	m2	数量		単価	
						1		650.5
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎								
			m 2	1	650.5	650.5		
計						650.5		
単価						650.5	円/m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一46号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	単位	m2	数量		単価	
						1		650.5
名称			単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎								
			m 2	1	650.5	650.5		
計						650.5		
単価						650.5	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一47号	舗装止ブロック撤去	再利用 120×120×600	単位	m	数量		単価	
						1		1,614
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
地先境界ブロック撤去		再利用	m	1	1,614	1,614		
計						1,614		
単価						1,614	円/m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一48号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量		単価	
						1		5,014
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 28.5km以下 全ての費用	m 3	1	5,014	5,014		
計						5,014		
単価						5,014	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一49号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価 6,301
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 49.4km以下 全ての費用	m 3	1	6,301	6,301	
計						6,301	
単価						6,301	円/m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一50号	殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価 5,753
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 34.3km以下 全ての費用	m 3	1	5,753	5,753	
計						5,753	
単価						5,753	円/m3

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-51号	殻処分	アスファルト殻	単位	t	数量	1	単価 1,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (t)			t	1	1,000	1,000	
計						1,000	
単価						1,000	円/t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単-52号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	t	数量	1	単価 ■■■■
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (t)			t	1	■■■■	1,000	
計						1,000	
単価						■■■■	円/t

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一53号	殻処分 (ル-ス°)	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	■■■■
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	■■■■	4, 000		
計						4, 000		
単価						■■■■	円／m3	
				</				

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 無し 1,000m3未満	単位	m 3	数量	100	単価 386. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホフ (クローラ型) 運転 後方超小旋回・超低騒音型		排ガス対策3次・山積0.45m3 (平積0.35m3)	日	0.59	65,510	38,650	
諸雑費 (まるめ)			式	1		0	
計						38,650	
単価						386. 5	円/m 3

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	法面整形(切土部)(ICT)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土 1,000m3未満	単位	m 2	数量	100	単価	911
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.49	35,088	17,193		
普通作業員			人	0.4	27,540	11,016		
バックホウ(クロー型)運転 後方超小旋回・超低騒音型		排ガス対策3次・山積0.45m3(平積0.35m3)	日	0.96	65,510	62,889		
諸雑費(まるめ)			式	1		2		
計						91,100		
単価						911	円/m 2	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し 1,000m3未満	単位	m 2	数量	100	単価	583
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.24	35,088	8,421		
普通作業員			人	0.36	27,540	9,914		
バクホ(クロー型)運転 後方超小旋回・超低騒音型		排ガス対策3次・山積0.45m3(平積0.35m3)	日	0.61	65,510	39,961		
諸雑費(まるめ)			式	1		4		
計						58,300		
単価						583	円/m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	鉄筋工 [市場単価]	SD295 D10 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価 186,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼		S D 2 9 5 D 1 0	t	1.03	107,000	110,210	
鉄筋工		加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245	
諸雑費（まるめ）			式	1		45	
計						186,500	
単価						186,500	円／t

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	鉄筋工 [市場単価]	SD345 D13 一般構造物 10t未満 無 無 無 無 補正無(鉄筋割合10%未満含む) 補正無(一般構造物)	単位	t	数量	1	単価 189,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼		S D 3 4 5 D 1 3	t	1.03	110,000	113,300	
鉄筋工		加工・組立共 一般構造物	t	1	76,245	76,245	
諸雑費（まるめ）			式	1		55	
計						189,600	
単価						189,600	円／t

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	ダウエルバー	D19 L=600	単位	本	数量		単価	901.6
	名称	規格	単位	数量	単価	10	金額	摘要
土木一般世話役			人	0.1	35,088		3,508	
普通作業員			人	0.2	27,540		5,508	
諸雑費（まるめ）			式	1			0	
計							9,016	
単価							901.6	円／本

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	平ブロック張 作業半径8.0m超	作業半径8.0m超 平ブロック150kg/個未満	単位	m 2	数量		単価	
						10		7,727
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
平ブロック張			m 2	10	3,444	34,440		
裏込材（クラッシュラン）		張工 再生クラッシュラン RC-40	m 3	1.5	6,319	9,478		
遮水シート張		遮水シートA(厚1.0+10.0mm)	m 2	10	3,335	33,350		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						77,270		
単価						7,727	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	車止め設置	再利用 φ139.8×1250 ボール式	単位	基	数量	1	単価	33, 840	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0. 15	35, 088	5, 263			
特殊作業員			人	0. 3	31, 314	9, 394			
普通作業員			人	0. 3	27, 540	8, 262			
運転手（特殊）			人	0. 3	31, 722	9, 516			
小型バックホウ（クローラ）〔超小旋回型〕		山積0. 1 1 m 3（平積0. 0 8 m 3）	日	0. 3	4, 660	1, 398			
諸雑費（まるめ）			式	1		7			
計						33, 840			
単価						33, 840	円／基		

参考資料（１）

車止め		再利用 H=1052 扉式	単位	基	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	56,390
土木一般世話役		人	0.25	35,088	8,772		
特殊作業員		人	0.5	31,314	15,657		
普通作業員		人	0.5	27,540	13,770		
運転手（特殊）		人	0.5	31,722	15,861		
小型バックホウ（クローラ） [超小旋回型]	山積0. 1 1 m ³ （平積0. 0 8 m ³ ）	日	0.5	4,660	2,330		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					56,390		
単価					56,390	円／基	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	防護柵撤去工（ガードレール撤去工）	土中建込・標準型 Gr-C-4E 無 無	単位	m	数量	1	単価 1,448
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガードレール撤去工 土中建込用		Gr-A、B、C-4E	m	1	1,448.4	1,448	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						1,448	
単価						1,448	円／m

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	手摺撤去	プレキャスト基礎ブロック建込 1段 H=0.8 m	単位	m	数量	22	単価	3,703	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0.5	35,088	17,544			
普通作業員			人	1	27,540	27,540			
運転手（特殊）			人	1	31,722	31,722			
小型バックホウ（クローラ）〔超小旋回型〕		山積0. 1 1 m 3（平積0. 0 8 m 3）	日	1	4,660	4,660			
諸雑費（まるめ）			式	1		4			
計						81,470			
単価						3,703	円／m		

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	手摺撤去	プレキャスト基礎ブロック建込 2段 H=0.85 m	単位	m	数量	22	単価	3,703	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0.5	35,088	17,544			
普通作業員			人	1	27,540	27,540			
運転手（特殊）			人	1	31,722	31,722			
小型バックホウ（クローラ）〔超小旋回型〕		山積0.11m ³ （平積0.08m ³ ）	日	1	4,660	4,660			
諸雑費（まるめ）			式	1		4			
計						81,470			
単価						3,703	円／m		

参考資料（１）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	手摺撤去	再利用 プレキャスト基礎ブロック建込 2段 H=0. 85 m	単位	m	数量	22	単価	3, 703	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0. 5	35, 088	17, 544			
普通作業員			人	1	27, 540	27, 540			
運転手（特殊）			人	1	31, 722	31, 722			
小型バックホウ（クローラ）〔超小旋回型〕		山積0. 1 1 m 3（平積0. 0 8 m 3）	日	1	4, 660	4, 660			
諸雑費（まるめ）			式	1		4			
計						81, 470			
単価						3, 703	円／m		

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	車止め撤去	φ 139. 8×1250 ボール式	単位	基	数量	1	単価	12, 660	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0. 1	35, 088	3, 508			
普通作業員			人	0. 2	27, 540	5, 508			
運転手（特殊）			人	0. 1	31, 722	3, 172			
小型バックホウ（クローラ）〔超小旋回型〕		山積 0. 1 1 m 3（平積 0. 0 8 m 3）	日	0. 1	4, 660	466			
諸雑費（まるめ）			式	1		6			
計						12, 660			
単価						12, 660	円／基		

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	車止め撤去	再利用 φ139.8×1250 ボール式	単位	基	数量	1	単価	12, 660	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0. 1	35, 088	3, 508			
普通作業員			人	0. 2	27, 540	5, 508			
運転手（特殊）			人	0. 1	31, 722	3, 172			
小型バックホウ（クローラ）〔超小旋回型〕		山積0. 1 1 m 3（平積0. 0 8 m 3）	日	0. 1	4, 660	466			
諸雑費（まるめ）			式	1		6			
計						12, 660			
単価						12, 660	円／基		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	車止め撤去	再利用 H=1052 扉式	単位	基	数量	1	単価 12,660
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0.1	35,088	3,508	
	普通作業員		人	0.2	27,540	5,508	
	運転手（特殊）		人	0.1	31,722	3,172	
	小型バックホウ（クローラ） [超小旋回型]	山積0.11m ³ （平積0.08m ³ ）	日	0.1	4,660	466	
	諸雑費（まるめ）		式	1		6	
	計					12,660	
	単価					12,660	円／基

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価 11,780
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	無筋構造物	昼間 機械施工 制約無	m 3	1	11,776.29	11,776	
	諸雑費（まるめ）		式	1		4	
	計					11,780	
	単価					11,780	円／m 3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量	1	単価 21,260
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	鉄筋構造物	昼間 機械施工 制約無	m 3	1	21,260.6	21,260	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					21,260	
	単価					21,260	円／m 3

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	1,000 摘要
処分費		As殻	t	100	1,000	100,000	
計						100,000	
単価						1,000	円／t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	100,000 摘要
処分費		Co殻(無筋)	t	100	100,000	100,000	
計						100,000	
単価						100,000	円／t

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		コンクリート殻(有筋)	m ³	100		400,000	
	計					400,000	
	単価						円／m ³

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員A			人	1	20,910	20,910	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
	計					20,910	
	単価					20,910	円／人日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	システム初期費（I C T）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548,000		
計						548,000		
単価						548,000	円／式	

参考資料（２）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	バックホウ(クローラ型)運転 後方超小旋回 ・超低騒音型	排ガス対策3次・山積0.45m3(平積0.35m3)	単位	日	数量	1	単価	65,510	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	31,722	31,722			
軽油			L	44	131	5,764			
バックホウ（クローラ）〔後方超小旋回・超低騒音〕		排出ガス対策型（第3次基準値） 山積0.45m3	供用日	1.33	15,600	20,748			
ICT建設機械経費損料加算額		バックホウ（ICT施工対応型）	日	1.33	5,470	7,275			
諸雑費（まるめ）			式	1		1			
計						65,510			
単価						65,510	円／日		

参考資料（２）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	バックホウ(クローラ型)運転 後方超小旋回 ・超低騒音型	排ガス対策3次・山積0.45m3(平積0.35m3)	単位	日	数量	1	単価	65,510	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	31,722	31,722			
軽油			L	44	131	5,764			
バックホウ（クローラ）〔後方超小旋回・超低騒音〕		排出ガス対策型（第3次基準値） 山積0.45m3	供用日	1.33	15,600	20,748			
ICT建設機械経費損料加算額		バックホウ（ICT施工対応型）	日	1.33	5,470	7,275			
諸雑費（まるめ）			式	1		1			
計						65,510			
単価						65,510	円／日		

参考資料（２）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	バックホウ(クローラ型)運転 後方超小旋回 ・超低騒音型	排ガス対策3次・山積0.45m3(平積0.35m3)	単位	日	数量	1	単価	65,510	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	31,722	31,722			
軽油			L	44	131	5,764			
バックホウ（クローラ）〔後方超小旋回・超低騒音〕		排出ガス対策型（第3次基準値） 山積0.45m3	供用日	1.33	15,600	20,748			
ICT建設機械経費損料加算額		バックホウ（ICT施工対応型）	日	1.33	5,470	7,275			
諸雑費（まるめ）			式	1		1			
計						65,510			
単価						65,510	円／日		

参考資料（３）

参考資料（3）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ(クローラ型)	排対2次・クレーン付・山積0. 8m3 (平積0. 6m3)	単位	日	数量	1	単価	61, 620	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	31, 722	31, 722			
軽油			L	87	131	11, 397			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		排ガス型（第2次） 山積0. 8 m 3 2. 9 t 吊	供用日	1	18, 500	18, 500			
諸雑費（まるめ）			式	1		1			
計						61, 620			
単価						61, 620	円／日		

R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	219,762,100
(2)共通仮設費	28,889,300
(3)純工事費	248,651,400

(1)+(2)

(4)現場管理費	65,911,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	314,562,400
----------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	44,737,600
-----------------	------------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	359,300,000
----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	35,930,000
------------	------------

(12)請負工事価格	395,230,000
------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	359,300,000
-------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	361,801,000
------------	-------------

(15)調査基準価格の100/110	328,910,000
--------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	44,738,995	)
------------------	------------	---

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0				
対象工事費	219,762,100	直接工事費	219,762,100	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	136,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0					
管理費区分1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）					
管理費区分2， 7		0（工場原価）					
管理費区分5		0（一般管理費等のみ対象額）					
管理費区分9		0（間接費非対象額）					
管理費区分T		0（全処分費等のうち3％または3 0 0 0 万円を超える額 ）					
対象額 支 給 品（＋）		0					
無償貸付機械評価額（＋）		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		219,762,100	現工事		0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		219,626,100			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		6.35	%	0		%	
施工地域等補正		1.2	ICT施工補正	1			
率（補正後）		7.77	%（7.62% × 週休1.02）				
計上額		17,075,000			0		0
比較結果							
当該追加工事		A					
0		0	調整工事計上額 0				

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	219,626,100	直接工事費	219,762,100		
非対象額計（－）	136,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	136,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	219,626,100	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2 %				
計上額	4,392,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	5,305,300				
運搬費	1,459,900	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	3,845,400
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					26,772,300

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事

合算工事： 0

対象工事費	179,821,555	直接工事費	179,821,555	準備費	0	事業損失	0
-------	-------------	-------	-------------	-----	---	------	---

対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
-----------------	----------	---	-----	---	------	---

非対象額計（－） 0

管理費区分1 0 (橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)

管理費区分2, 7 0 (工場原価)

管理費区分5 0 (一般管理費等のみ対象額)

管理費区分9 0 (間接費非対象額)

管理費区分T 0 (全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)

対象額 支 給 品（＋） 0

無償貸付機械評価額（＋） 0

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	179,821,555	現工事	0	合算工事	0
----------	-------------	-----	---	------	---

全処分費等を除く共通仮設費対象額	179,821,555	0	0
------------------	-------------	---	---

共通仮設費（率分）

率（補正前）	6.59 %	0 %
--------	--------	-----

施工地域等補正	1.2	ICT施工補正	1
---------	-----	---------	---

率（補正後）	8.07 %	(7.91% × 週休1.02)
--------	--------	------------------

計上額	14,511,000	0	0
-----	------------	---	---

比較結果	当該追加工事	A
------	--------	---

0	0	調整工事計上額	0
---	---	---------	---

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	179,821,555	直接工事費	179,821,555		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	179,821,555	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.07 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.07 %				
計上額	3,722,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	4,757,300				
運搬費	1,459,900	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	3,297,400
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					22,990,300

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	39,940,545	直接工事費	39,940,545	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	136,000	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		39,940,545	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		39,804,545		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.76 %		0 %		
施工地域等補正		1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.72 %	（10.51% × 週休1.02）			
計上額		4,281,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	39,804,545	直接工事費	39,940,545		
非対象額計（－）	136,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	136,000	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	39,804,545	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	2.69 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	2.69 %				
計上額	1,070,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	548,000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	548,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					5,899,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	246,534,400	単独（追加工事）直接工事費	219,762,100	単独（追加工事）共通仮設費	26,772,300
非対象額計（－）	1,877,400				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	1,877,400	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	244,657,000	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	244,521,000		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	21.24 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	24.06 %（23.36% × 週休1.03）		0 %		
計上額	58,864,000		0		0
			14,084,560	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	202,811,855	単独（追加工事）直接工事費	179,821,555	単独（追加工事）共通仮設費	22,990,300
非対象額計（－）	1,877,400				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	1,877,400	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	200,934,455	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	200,934,455		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	22.12 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	25.06 %（24.33% × 週休1.03）		0 %		
計上額	50,354,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0	0		調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	45,839,545	単独（追加工事）直接工事費	39,940,545	単独（追加工事）共通仮設費	5,899,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	45,839,545	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	45,703,545		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	29.95 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	33.94 %	（32.95% × 週休1.03）	0 %		
計上額	15,557,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 京浜河川事務所 工務課

工事番号

第 0 回変更

発注年月 年月

契約区分

主工種

河川工事

工事原価	305,398,400				
純工事費	246,534,400	現場管理費	58,864,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	1,877,400				
管理費区分 9	1,877,400	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	303,521,000	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	303,385,000	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	303,521,000				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	14.7 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	44,737,600				
業務委託料等	0				
調査基準価格	361,801,000				
調査基準価格の100/110	328,910,000	（ 91.54 %）			

業務委託料等<データ無し>

事務所名 京浜河川事務所 工務課

工事番号

第 0 回変更

発注年月

年月

契約区分

主工種

河川工事

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸 【是政地区】		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	m3		27,000		
土砂等運搬 →ふるいわけY	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂分別工		式		1		
玉石ふるいわけ	φ100mm以上除去	m3		27,000		
土砂等運搬 →多摩川R7.4k	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3		20,000		
土砂等運搬 →荒川L44.4k~44.8k	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3		4,300		
土砂等運搬 →現場内 (余掘り箇所)	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地 現場内 (ふるいわけ後)	残土受入れ地での処理	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
整地 現場内(余掘り箇所)	敷均し(ルース)	式		1		
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
積込(ルース)	岩塊・玉石 土量50,000m3未満	式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費 (1)	高規格堤防土壌試験費	式		1		
土質等試験費 (2)	土質試験費	式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 土工1,000m 3未満	m3		110		
盛土工		式		1		
路体 (築堤) 盛土	2.5m未満	m3		500		
路体 (築堤) 盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		150		
土砂等運搬	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		90		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (切土部) (ICT)	れ質土、砂及び砂質土、粘性土 土工1, 000m3未満	m2		370		
法面整形 (盛土部) (ICT)	法面締固め無し 土工1, 000m3未満	m2		990		
階段護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
階段工		式		1		
現場打階段 (1)	24-8-25 (20) (高炉) 再生クラッシュ40～0	箇所		1		
現場打階段 (2)	24-8-25 (20) (高炉) 再生クラッシュ40～0	箇所		1		
現場打基礎コンクリート	24-8-25 (20) (高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	m		37		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
横帯(隔壁)コンクリート	24-8-25(20)(高炉) 幅 30 c m 高さ 60 c m	m		17		
横帯(隔壁)コンクリート	24-8-25(20)(高炉) 幅 30 c m 高さ 70 c m	m		5		
縦帯コンクリート	24-8-25(20)(高炉) 幅 30 c m 高さ 50 c m	m		3		
平ブロック張	350×350×150	m2		25		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
積込(ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
場所打擁壁工(構造物単位)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
重力式擁壁 (1)	1mを超え2m未満 18-8-25(高炉)	m3		17		
重力式擁壁 (2)	2m以上5m以下 18-8-25(高炉)	m3		35		
化粧型枠		式		1		
付帯道路工		式		1		
路側防護柵工		式		1		
車止め	再利用 φ139.8×1250 ボール式	基		4		
車止め	再利用 H=1052 扉式	基		4		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装準備工		式		1		
不陸整正	補足材有り 再生グラッシャー RC-40 46mm以上53mm未満	m2		5,600		
アスファルト舗装工		式		1		
下層路盤(車道・路肩部)	再生グラッシャー RC-40 仕上り厚 150mm	m2		48		
下層路盤(車道・路肩部)	再生グラッシャー RC-40 仕上り厚 200mm	m2		286		
下層路盤(歩道部)	再生グラッシャー RC-40 仕上り厚 150mm	m2		217		
上層路盤(車道・路肩部)	再生粒度調整碎石 RM-40 仕上り厚 150mm	m2		2,500		
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 90mm	m2		115		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 1.4m以上3.0m以下	m2		163		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		2,450		
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2		50		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
表層(歩道部)	再生密粒度アスコン(13) 舗装厚 40mm 1.4m以上	m2		168		
薄層カー舗装工		式		1		
上層路盤(車道・路肩部)	再生瀝青安定処理材(30) 仕上り厚 90mm	m2		265		
表層(車道・路肩部)	再生密粒度アスコン(20) 舗装厚 50mm 3.0m超	m2		265		
縁石工		式		1		
舗装止ブロック	120×120×600	m		443		
舗装止ブロック	再利用 120×120×600	m		27		
舗装止ブロック	150×150×600	m		666		
付属物設置工		式		1		
階段工		式		1		
現場打階段 (3)	18-8-25(高炉) 再生クラッシュ40～0	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場打基礎コンクリート	18-8-25 (20) (高炉) 底幅 50 c m 高さ 50 c m	m		6		
側帯工		式		1		
縁切工		式		1		
吸出し防止材	t=10mm	m2		110		
構造物撤去工		式		1		
防護柵撤去工		式		1		
防護柵撤去 (カートレベル)		m		15		
手摺撤去	H=0. 8m 1段	m		35		
手摺撤去	H=0. 85m 2段	m		22		
手摺撤去	再利用 H=0. 85m 2段	m		35		
車止め撤去	φ 139. 8×1250 ボール式	基		9		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
車止め撤去	再利用 φ139.8×1250 ボール式	基		4		
車止め撤去	再利用 H=1052 扉式	基		4		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物 機械施工	m3		14		
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物 機械施工	m3		4		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 4 c m	m2		95		
舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 5 c m	m2		590		
縁石撤去工		式		1		
舗装止ブロック撤去	再利用 120×120×600	m		27		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		33		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3		14		
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3		4		
殻処分	アスファルト殻	t		78		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	t		34		
殻処分 (ルース)	コンクリート殻(鉄筋)	m3		6		
現場発生品運搬	ガードレール、手摺、車止め	式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事

特記仕様書

令和 8 年 2 月

国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index000000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 条件明示チェックリスト開示の試行工事について

1. 本工事は、入札公告時に条件明示チェックリストを開示し、契約後に条件明示チェックリストにより現場条件等を受発注者間で確認する「条件明示チェックリスト開示の試行工事」である。
2. 本工事は、工事契約後、現地作業着手前の段階において、設計審査会等により、別紙－4に示す条件明示チェックリストにて、受発注者間において工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法的手続きなどの状況を確認するものとし、確認結果は議事録等により受発注者間で共有するものとする。
なお、条件の確認にあたっては、書類の簡素化を図るため、既存資料等による開催に努め、過度な資料作成は行わないものとする。
3. 上記2. の確認の結果、条件明示内容に変更が生じ、設計変更が必要となる場合は監督職員と協議すること。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第3条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第5条

専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第6条

専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。

（1）建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者

（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は東京都内（島しょ部除く）及び神奈川県内の工事でなければならない。

（6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画

書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ (CORINS) への登録・修正を適切に行うこと。

第7条 コリンズ (CORINS) への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第8条 コリンズ (CORINS) への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標 (緯度、経度) を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2024) に準拠する。

【是政地区】

起点	東京都府中市是政地先	緯度	35° 39' 10"	経度	139° 28' 33"
終点	東京都府中市是政地先	緯度	35° 39' 09"	経度	139° 28' 26"

【猪方地区】

起点	東京都狛江市猪方地先	緯度	35° 37' 22"	経度	139° 34' 49"
終点	東京都狛江市元和泉地先	緯度	35° 37' 35"	経度	139° 34' 11"

第9条 コリンズ (CORINS) への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、多摩川 32.8k 付近の是政地区において河道掘削を行い、22.6k 付近において盛土工および舗装工等を行うものである。
主な工種と数量はそれぞれ、掘削工約 27,000m³、盛土工約 700m³ を予定している。

第10条 コリンズ (CORINS) への設計業務名及びデクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびデクリス番号を登録すること。設計業務名およびデクリス番号については以下のとおりとする。

コリンズへ登録する業務名およびデクリス番号

業務名		デクリス番号
R 5 多摩川水系河道管理検討業務		4 0 5 2 9 0 4 3 2 8
R 6 多摩川左岸猪方地区外水辺整備設計業務		4 0 5 7 8 3 7 8 3 9

第11条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線で可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日
	至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第12条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づき価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

（1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は京浜河川事務所のホームページにより公表する。

（4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評価点を減点する場合があります。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評価点を通知する。公開資料は以下のとおり。

資料名	内 容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施行可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者確保計画の当初と実績の比較表

比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

注) 特記仕様書に別紙様式等を添付する場合には必ず別紙様式－0（公表資料）を添付すること

第13条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第14条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 側帯工

第15条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防制し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリスタンスを考慮するものとする。

ウィークリータンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工
事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組み
ものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知
等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要
なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日の
うち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把
握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較
照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワン
デーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合
があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示
書・協議書があるものを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事中間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定
に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経
由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告
することができる。

第23条 設計図書の変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-
1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手
続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン
（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により
請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求す
ることができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土など
の主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当とな
った場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 工事現場発生品

1. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
車止め	φ139.8×1250 ポール式	t	0.17	南町資材置 場（川側）	L=12.94km	DID 区間 有り
ガードレール	Gr-C-4E	t	0.23			
手摺	H=0.8m 1段	t	0.09			
手摺	H=0.85m 2段	t	0.06			
手摺	H=0.85m 2段	t	34.6	現地仮置き	-	-

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第26条 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生粒度調整砕石	RM-40	上層路盤
再生クラッシャー	RC-40	基礎砕石、裏込砕石、下層路盤
再生瀝青安定処理材	(30)	上層路盤
再生密粒度アスコン	(13)	表層
再生密粒度アスコン	(20)	表層

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第27条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び

再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号最終改正令和7年6月1日法律68号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内 解体方法及び	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物取壊し工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受入時間
アスファルト殻	前田道路 (株) 西東京合材工場	東京都八王子市 北野町 589-1	8:00～17:00
コンクリート(無筋)	(株) タカチホ	埼玉県さいたま市 緑区寺山字中 240-1 外 3 筆	8:00～17:00
コンクリート(有筋)	(有) 高興	東京都八王子市 高月町 515	8:30～17:30

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1「再生資源利用計画書(実施書)」及び様式2「再生資源利用促進計画書(実施書)」を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第29条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。

3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならぬ。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022 (再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023 (再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365 (プレストキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならぬ。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編「1-3-3-3 配合」」に従うものとする。

第30条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧

(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第31条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcmsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準

（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcmsia.org/kokuban>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黒板情報の電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第32条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施

工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。対象は、土工を含む工事とする。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

- １）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量
- ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、

当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2－6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

【是政地区】

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

ただし、土工数量1,000㎡未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して上記1）～7）以外の従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

【猪方地区】

出来形管理にあたっては、上記の5）～8）による出来形管理を実施す

るものとする。なお、監督職員と協議のうえ上記１）～４）の他、以下
９）１０）による出来形管理を実施してもよい。
９）モバイル端末を用いた出来形管理
１０）地上写真測量を用いた出来形管理

（２）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わること、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくともよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。
なお、河川土工（掘削工、盛土工、法面整形工）において、３次元計測技術を用いて出来形管理（面管理）を実施した場合は、計測点群データの納品ファイル形式はLASのポイントファイルとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３３条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について ・図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第34条 ICT活用工事の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000 m³以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000 m³未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

【是政地区】

出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の（1）～（4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

【猪方地区】

土工数量 1,000 m³未満における3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しない。受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。ま

た、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第36条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場
（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/施工箇所までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)を含むものとし、2 基/施工箇所より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができ、現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 3 7 条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3 次元モデルの活用を提案することができ、詳細については、受発注者で協議し実施する。

(参考) 3 次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度※1
属性情報	※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル 3 次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する (BIM/CIM 取扱要領「附属資料 2 オブジェクト分類」を参照)。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIM の実施内容(3 次元モデルの活用内容、期待する効果等)

4) 3 次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された 3 次元モデルの仕様等)

5) 3 次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類の

- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
 - 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用
2. BIM/CIM 実施報告書の作成
- BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。
- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
 - 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）
3. 成果物の納品
- 以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。
- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
 - 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
 - 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）
4. その他
- 最新の情報はBIM/CIM ポータルサイト
(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第38条 DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第39条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラッグ・シヨベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員(延人数)	備考
河川土工(土砂場外運搬) (多摩川左岸 34.6k 付近 高水敷部)	昼間作業	79人 (うち有資格誘導員0人)	交代要員 なし
河川土工(土砂場外運搬) (多摩川左岸 34.6k 付近 堤防天端部)	昼間作業	79人 (うち有資格誘導員0人)	交代要員 なし
河川土工(土砂場外運搬) (多摩川左岸 34.6k 付近 一般道路出入口部)	昼間作業	79人 (うち有資格誘導員0人)	交代要員 なし
河川土工(土砂場外運搬) (多摩川左岸 34.6k 付近 一般道路信号部)	昼間作業	79人 (うち有資格誘導員0人)	交代要員 なし
全ての工種(猪方地区) (多摩川左岸 23.3k 付近 公道出入口)	昼間作業	75人 (うち有資格誘導員75人)	交代要員 なし
合計		391人 (うち有資格誘導員75人)	

注)「交代要員含む」とは、休憩、休憩時間についても交通整理を行う場合UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

6. 受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第40条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③にやりたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第41条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進

技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
 - ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。
- ## 3. 認定技術者の認証
- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
 - ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
 - ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。
- ## 4. 認定技術者の認証期間
- 認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。
- ## 5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い
- 認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第42条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－6を参考にする。

防災措置に要する費用については第23条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第43条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

る。

第44条 交通誘導警備員の資格

【是政地区】

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

【猪方地区】

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第45条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第46条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第47条 低騒音型建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第48条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・神奈川県・神奈川県排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規

制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならぬ。

3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第49条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

- (1) 仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。
- (2) 営繕関係 現場休憩所の快適化を実施するものとする。
- (3) 安全関係 盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
- (4) 安全関係 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）を実施するものとする。
- (5) 地域連携 社会貢献を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第51条 工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備

は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

2. 休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率(実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数 実働日数×係数)	1.79

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：28日間
ロ) 8時から17時までの WBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：37日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

※猛暑日のみの日数：9日間

（過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（府中観測所）及環境省（府中地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

3. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。

4. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

【是政地区】

・全工種

【猪方地区】

・準備

・後片付け

・不陸整正（高水数部）

・付帯道路工（管理用通路部）

第5.2条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第53条 工事工程表の開示の試行工事

- 1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
- 2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
- 3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
- 4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第54条 週休二日の対応

- 1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

- 2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏

季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうち、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時的中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、府中観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量が10mm /日以上の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のおりとする。

工事名	施工範囲	工期(予定)
R 7 多摩川右岸戸手地区地盤改良工事	多摩川右岸 7.4k 付近	令和 8 年 3 月 ～ 令和 8 年 9 月
R 7 多摩川右岸戸手地区高規格堤防盛土工事（予定）	多摩川右岸 7.4k 付近	令和 8 年 9 月 ～ 令和 9 年 3 月

3. 土砂運搬先である多摩川右岸 7.4k 付近の工事用道路は「R 7 多摩川右岸戸手地盤改良工事」が設置及び撤去を行う予定である。

第57条 概算・概略数量

【是政地区】

掘削土量及び施工範囲は、概略図及び概略数量を示したものであり、その詳細については起工測量後に掘削土量及び施工範囲を監督職員と協議し、確定した後、施工を開始するものとする。

なお、起工測量の結果により、掘削土量及び施工範囲に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

【猪方地区】

本工事の猪方地区の施工は、概略構造及び概略数量を示したものであり、詳細については監督職員の指示によるものとする。

詳細設計の引渡時期は令和 8 年 5 月上旬を予定している。

詳細設計の引渡しに伴い、設計図書に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

第58条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術
 - ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
 - ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術
3. 対象とする新技術
- 新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第59条 新技術の活用 (施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第58条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第58条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」

は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第60条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を旨とし、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声やWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キヤプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。
なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web会議システム（teams、zoom等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げ

るものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。
また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第61条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
		書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目
現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（国不建第 1 2 1 号）』等に従い、監督処分を実施する場
合がある。

第 6 2 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 1 9 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

1. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものと
する。

2. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

（1）施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

（2）契約書第 1 8 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認め
られる提案。

- (3)提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
3. V E提案書の提出
1. 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
- (1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
- (2) V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
- (3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
- (6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
2. 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
3. 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
4. V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。
4. V E提案の審査
- 提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
5. V E提案の採否等
- V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- V E提案を採用した場合の設計変更等
1. V E提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
2. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
3. 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V E管理費」という。)を削減しないものとする。
4. V E提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E管理費については、原則として変更しないものとする。
7. V E提案の活用と保護
- 評定の結果、当該V E提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
8. 責任の所在
- 発注者がV E提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第63条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第58条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第64条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第65条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、是政地区（東京都府中市是政地区）、猪方地区（東京都狛江市猪方地区）、で施工を行う工事である。

第66条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第67条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定とされている。

第68条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第69条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和7年12月12日法律第49号）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第70条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第71条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここである電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非

を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第72条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第73条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第74条 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

1. 本業務（工事）において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本業務（工事）が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」（令和2年9月14日、関係省庁申合せ）に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、業務（工事）の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、調査職員（監督職員）と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。
インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。
インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のク

ラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後確実に消去する。

2. 前項の情報流出防止策によって業務（工事）の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、調査職員（監督職員）と協議すること。

第75条 標高成果の改定

本工事の図面は、旧標高（測地成果 2011）で作成しているが、施工にあたっては新標高（測地成果 2024）を用いるものとする。

事測量で使用する距離標の基準点の標高成果は水準点標高に準拠しているため、標高補正パラメータによる測地成果 2024 への補正計算においては、国土地理院より提供されている「測地成果 2024 移行のための水準点標高補正パラメータ（hyokorevBM_jgd2024_h.par）を用いるものとする。（国土地理院 HP: https://www.gsi.go.jp/sokuchikijun/hyoko2024rev_param.html）

なお、補正計算結果については、監督職員と協議するものとする。

これにより難い場合又は、新標高換算にあたり確認事項がある場合は、必要に応じて、監督職員と協議するものとする。

第2章 個人情報の取り扱いについて

(基本的事項)

第76条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号 最終改正令和7年6月1日法律第68号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第77条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第78条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならぬ。

(利用及び提供の制限)

第79条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

第80条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第81条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

第82条 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがある

ることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

第83条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合に、は、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

第84条 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができ、また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

第85条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

第86条 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 土工

第87条 掘削工

【是政地区】

1. 掘削土は、土砂分別のふるいわけヤードまで運搬し、ふるいわけを行うものとする。(運搬距離 L=1.0km 以下)。
2. ふるいわけ後の粒径 100mm 以上の玉石は、河道掘削箇所に敷き均すものとする(運搬距離 L=1.0km 以下)
3. 余掘り箇所は監督職員の指示による
掘削土量には、ふるいわけ後に発生した玉石を敷き均すための余堀 (t=30cm 程度) を見込み、土砂分別のふるいわけ土量にも含めている。
なお、余堀土量は、玉石の発生量に応じて数量を変更するため、監督職員と協議を行うものとする。
4. 工事の起点、終点の掘削形状については、現地精査を行い、監督職員と協議するものとする。

第88条 土砂分別工

【是政地区】

1. 最大粒径 100mm 以上の玉石を除去するため、多摩川左岸 33.8k 付近の高水敷にふるいわけヤードを設け、土砂のふるいわけを行うものとする。
ふるいわけの使用機械はスケルトンバケットを装着したバックホウを見込んでいる。
粒径 100mm 以上の玉石の混入率は 10% を見込んでいる。
なお詳細は、監督職員と協議するものとする。
2. ふるいわけ後の土砂については、下記のとおり運搬するものとする。
3. ふるいわけ後の粒径 100mm 未満の土砂は、土量の検測を要するため整地を行うものとする。

なお、土量は地山換算数量とする。

土砂規格	運搬先	運搬距離	摘要
粒径 100mm 未満	多摩川右岸 7.4k 付近 戸手仮置場	L=31.5km 以下	搬出のみ (受入側にて整地)
	荒川左岸 44.4k~44.8k 付近 (荒川左岸上江橋下流高水敷)	L=60.0km 以下	搬出のみ (受入側にて整地)
粒径 100mm 以上	多摩川左岸 32.8k 付近 掘削箇所	L=1.0km 以下	場外運搬及び整地

4. 戸手仮置場への運搬時期、運搬箇所等については監督職員と協議するものとする。
なお、必要に応じて受入側（戸手地区）の施工者と調整するものとする。

第89条 建設発生土の受入地

1. 発生土の受け入れ場所は、埼玉県川越市古谷上（荒川左岸 44.4k~44.8k 付近）とする。(運搬距離 L=60.0km 以下)
2. 発生土の受け入れ条件(小割、仮置き等)は、次のとおりとする。
 - 1) 捨土の種類

最大寸法 100mm未満の発生土

2) 受け入れ時間

8時30分～16時30分

3. 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
4. 受け入れ地での処理方法は、受け入れ側が敷き均しを行うものとする。
5. 工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 受注者は、本工事から建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合は、別紙様式－8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。
- なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。
- (ア) 工事件名、工事概要、工事場所
 - (イ) 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
 - (ウ) 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
 - (エ) 建設発生土の運搬業者名
 - (オ) 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
 - (カ) 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
 - (キ) 建設発生土の搬出時期(搬出期間)
 - (ク) 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m³)

第90条 盛土工

【猪方地区】

1. 盛土箇所(掘削箇所)において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとする。

剥ぎ取った表土は施工箇所周辺に敷き均すものとする。

2. 盛土に使用する土砂は掘削・床掘土砂を流用するものとする。

また、不足土については南町資材置場(川側)より運搬(L=12.94km)し、使用するものとする。

これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第91条 作業土工

【猪方地区】

1. 床掘により発生した土砂は埋戻し・盛土に流用するものとし、残土については南町資材置場(川側)に運搬(L=12.94km)し整地を行うものとする。

剥ぎ取った表土は施工箇所周辺に敷き均すものとする。

2. また、埋戻しにて不足する土砂は南町資材置場(川側)から運搬(L=12.94km)し、使用するものとする。

これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第4章 土木工事材料

第92条 砕石

構造物の基礎には、再生クラッシャーラン（RC－40）を使用するものとする。

第93条 粒状路盤材

粒状路盤材クラッシャーランは、RC－40とする。

粒度調整路盤材料はRM－40とする。

第94条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－1参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	10^{-2} (1/S) 以上	JIS L3204 準拠
厚さ	10mm 以上	
引張強度	1.0tf/m 以上	縦・横方向共
化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠 (PH5-9)
耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410 準拠 JIS A1415 準拠
適用勾配	1：2	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成4年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－1

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	095/D85 $\leq$ 1.0 (尚、095 $\leq$ 0.2mm は上記判定不要)	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	10^{-2} (1/S) 以上	JIS L3204 準拠
引張強度	1.0tf/m 以上(縦・横方向共)	JIS L3204 準拠
化学的安定性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K7114 準拠 (PH5-9)
耐候性(強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS A1410 準拠 JIS A1415 準拠

摩擦(静止摩擦係数)	$\mu \geq 0.5$ (適用勾配 1 : 2 以上)	国土センター 統一試験
	0.3(適用勾配 1 : 3 以上)	

2. 取付護岸・護床吸出し防止シート

取付け護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ 10 mm とし、品質、規格については表－2 によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ 20 mm とし、品質・規格については表－2 によるものとする。

3. 品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

(1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。(製造年月日は整理番号でもよい)

(2) 納入される製品は、表－2 の品質試験により管理されているものとする。

① 「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において 3 日に 1 回以上の割合で行われているもの。

② 「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000 m²に 1 回以上の割合で行われているもの。

表－2

項目	品質・規格	試験方法
密度	0.12g/cm ³ 以上	JIS L3204
圧縮率	12%以下	〃
引張強度	1.0tf/m 以上	JIS L3204 準拠
伸び率(最大強度時)	50%以上	JIS L3204
耐薬品性(不溶解分)	90%以上	〃
透水性	0.01(1/s 以上)	JIS L3204

4. 現場における検査方法

(1) 現地において、施行面積 2,000 m²毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

(2) 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

5. 吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10 cm 以上とする。

6. 側帯工に使用する吸出し防止シートは厚さ 10mm とする。

第95条 鋼材

異形棒鋼は、SD295またはSD345を使用するものとする。

第96条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用途	針入度
表層（車道部）	40～60
表層（歩道部）	60～80
上層路盤	80～100

第97条 目地板

目地板については、「樹脂発泡体目地板（15倍発砲） t=20mm」を見込んでいるが、詳細は監督職員と協議するものとする。

第5章 一般施工

第98条 工事用道路工

運搬路に使用した既設道路（一般道路及び緊急河川敷道路等）の舗装などに破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。
なお、補修は設計変更の対象とする。

【是政地区】

1. 掘削箇所から高水敷までの工事用道路（坂路）は、現地発生土を用いて確保するものとする。
2. 工事用道路に使用する敷鉄板（ $22 \times 1.524 \times 6.096$ ）は、70枚を見込んでいる。
なお、本工事で設置した敷鉄板は、工事終了後撤去し、原型に復するものとする。
3. 工事用搬入出路は多摩川左岸 34.6k 付近の関戸橋付近の既設坂路とすることを想定している。

【猪方地区】

1. 工事用搬入路は多摩川左岸 23.2k 付近の公道出入口および多摩川左岸 22.7k 付近の公道出入口とすることを想定している。
2. 敷鉄板は当初見込んでいないが、現地精査等により設置が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
工事用道路について、上記によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第99条 仮設工

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第100条 土質・土壌試験

1. 土砂受入地への土砂の搬出に先立ち、土壌調査を実施するものとする。試験頻度は5,000m³に1回を標準とし、掘削土量に変更があった場合は契約変更の対象とする。
なお、調査箇所及び詳細については監督職員と協議するものとする。

2. 土壌分析

- (1) 土壌分析は必ず計量証明事業者（濃度）に依頼するものとする。
- (2) 採取した試料を別紙の表-1に基づき底質分析を行い、基準値の判定を行うものとする。
- (3) 試験頻度は原則として土質区分ごととし、同一土質区分で1回実施するものとする。
- (4) 1検体について5カ所から採取するものし、5地点混合方式で試験を実施するものとする。

3. ダイオキシン類の含有濃度試験

- (1) 試験は特定計量証明事業者に依頼するものとする。
- (2) 判断基準は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染にかかる環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号・最終改正：令和4年環境省告示第89号）によるものとする。

4. 土質試験

(1) 試料は、各層の代表的な土を採取し、別紙の表-1、表-2に基づき試験を実施する。

試験項目		検体数
環境省告示 土壌の汚染に係る環境基準28項目		6
環境省告示 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件		6
環境省告示 ダイオキシン類による大気の汚染、 水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準		6
土質試験		6

5. 判定基準

受入地により、判定基準が異なるため、受入地の判定基準によるものとする。

第101条 構造物取壊し工

本工事では舗装版破砕等の取壊しを約680m²見込んでいる。現地状況により構造物の支障となる既設構造物が存在した場合、撤去方法及び処分について監督職員と協議するものとする。

第6章 無筋・鉄筋コンクリート

第102条 レディーマイクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーマイクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の 最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの 種類
階段護岸工(川表) 現場打階段(1)(2) 現場打基礎 Co 横帯 Co(1)(2) 縦帯 Co	25mm (20)	8cm	60%以下	24N/mm ²	高炉セメン ト B種
擁壁工 重力式擁壁(1)(2) 付属物設置工(川裏) 現場打階段(3)	25mm (20)	8cm	60%以下	18N/mm ²	高炉セメン ト B種
付属物設置工(川裏) 現場打基礎 Co 付帯道路工 均し基礎コンクリート	25mm (20)	8cm	指定無し	18N/mm ²	高炉セメン ト B種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第103条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第104条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、モルタル上塗り工を除き又は、1:3とする。

第105条 組立て

配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

第 7 章 舗装

第 1 0 6 条 示方配合アスファルト量

加熱アスファルト混合物の示方アスファルト量及び骨材の最大粒径は、下記のとおりとする。

呼び名	混合物の種類	最大粒径 (mm)	アスファルト量 (%)	摘要
RAst	再生歴青安定処理	30mm	4.0%	上層路盤
RA②	密粒度アスコン	13mm・20mm	5.5%	表層

第8章 その他

第107条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第108条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によるものとする。

① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

- イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
- ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第109条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第110条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第111条 河川環境への配慮

1. 本工事の施工箇所及びその周辺には、「環境上配慮すべき生物の生息」、「環境上配慮すべき区域」、「景観上配慮すべき区域」が確認されていることから、工事着手前に、監督職員から河川環境情報等の提示を受けるものとする。
2. 「環境上配慮すべき生物の生息」、「環境上配慮すべき区域」、「景観上配慮すべき区域」に配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。
3. 上記2で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監

督職員に提出するものとする。

第112条 完成図

工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。
表紙は、茶色 #583822 (令和8年度) としダイヤスカーフまたはこれと同等品以上のものとする。また、文字は黒字とする。

完成図の提出部数は、3部 (A-4版) とする。

別紙 表 1 (建設発生土の特定有害物質等試験項目一覧表)

		試験項目	基準値	検定方法
特定有害物質試験	溶出試験	カドミウム	0.003g/L以下	「土壌の汚染に係る環境基準 （平成3年8月23日環境庁告示 第46号付表）」について
		全シアン	不検出	
		有機リン	不検出	
		鉛	0.01mg/L以下	
		六価クロム	0.05mg/L以下	
		砒素	0.01mg/L以下	
		総水銀	0.0005mg/L以下	
		アルキル水銀	不検出	
		POB	不検出	
		ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
		四塩化炭素	0.002mg/L以下	
		クロロエチレン	0.002mg/L以下	
		1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
		1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
		1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
		含有試験	含有試験	
チウラム	0.006mg/L以下			
シマジン	0.003mg/L以下			
チオベンカルブ	0.02mg/L以下			
ベンゼン	0.01mg/L以下			
セレン	0.01mg/L以下			
ふっ素	0.8mg/L以下			
ほう素	1mg/L以下			
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			
銅（農用地）及びその化合物	125mg/kg以下			必要
水銀及びその化合物	15mg/kg以下	「ダイオキシン類に係る土質調 査測定マニュアル」（令和4年3 月環境省）		
カドミウム及びその化合物	45mg/kg以下			
鉛及びその化合物	150mg kg以下			
砒素及びその化合物	150mg kg以下			
砒素（農用地）及びその化合物	15mg/kg以下			
六価クロム化合物	250mg kg以下			
ふっ素及びその化合物	4000mg/kg以下			
ほう素及びその化合物	4000mg/kg以下			
セレン及びその化合物	150mg/kg以下			
遊離シアン	50mg/kg以下			
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g以下			
土質試験				
試験頻度			1回/5,000m ³	

別紙 表2(土質試験項目一覧表)

試験項目	試験方法	試験頻度
土の密度試験	JIS A 1202	1回/5,000m ³
土の含水比試験	JIS A 1203	
土の粒度試験 (沈降分析(ふるい分析含))	JIS A 1204	
突き固めによる土の締固め試験 (乾燥法 モールド径10cm ランマ2.5kg)	JIS A 1210	
締固めた土のコーン指数試験	JIS A 1228	
土のpH試験 ※1	JGS 0211	
土の工学的分類法 ※2	JGS 0051	
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	
土の湿潤密度試験	JIS A 1225	
土の透水試験	JIS A 1218	

※1:土質試験におけるpH値は、水質汚濁防止法の許容限度の5. 8以上8. 6以下であること。

※2:地盤材料の工学的分類方法(日本統一分類法)のための試験結果の整理であるため、試験費用は見込んでいない。

※3:粒度試験はふるい分析を含む沈降分析を見込んでいる。

※4:土の締固め試験は乾燥法を見込んでいる。モールド径10cm、ランマ2. 5kg(25N)とする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工事関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立の見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付けられ、当該工事の工事に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休工期数等作業不能日数。	第56条 第51条 第51条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、杭製作等の仮設ヤードとして官有地等及び沿注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要の場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第47条、第48条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要の場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒給及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合は、発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第39条、第44条
工事用道路関係	■ 仮道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第98条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。 □ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	第88条、第89条 第27条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
棄液注入関係	□ 棄液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注水量、注水川等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事川管機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再利用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第25条

条件明示チェックリスト

工事名 : R 7 多摩川是政六丁目河道掘削他工事

この「条件明示チェックリスト」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「条件明示チェックリスト」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事的物を完成するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「条件明示チェックリスト」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

国土交通省 関東地方整備局

京浜河川事務所 工務課

1. 工事全般関係

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1	各種積算の取組みの有無			
	①見積活用方式	☐	☒	
	②間接工事費実績変更方式	☐	☒	
	③地域外からの労働者確保に要する設計変更	☐	☒	
2	補正の有無			
	①日当たり作業量補正	☐	☒	
	②現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）	☒	☐	第54条
	③週休2日交替制モデル工事（〇〇方式）	☐	☒	
	④ICT活用工事（3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用）	☒	☐	第34条
	⑤その他補正 該当補正→（ 市街地補正（DID補正）	☒	☐	
3	各種調査対象工事			
	①諸経費動向調査の対象工事	☐	☒	
	②施工状況モニタリング調査の対象工事	☐	☒	
	③施工合理化調査の対象工事	☐	☒	
	④新技術歩掛調査の対象工事	☐	☒	
	⑤施工形態動向調査	☐	☒	
4	施工時期及び施工時間帯の制約			
	①制約内容の有無	☐	☒	
	a.時期の制約	☐	☒	
	b.時間の制約	☐	☒	
	c.その他	☐	☒	
5	余裕工期を設定した工事			
	①余裕工期が設定されている工事である。	☒	☐	第51条

2. 工程関係(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 影響を受ける他の工事				
①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無				
a. 工事名		☐	☒	
b. 上記工事の発注者		☐	☐	
c. 影響内容		☐	☐	
d. 具体的な制約		☐	☐	
e. その他事項		☐	☐	
②後から発注する工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無				
a. 工事名		☐	☒	
b. 上記工事の発注者		☐	☐	
c. 影響内容		☐	☐	
d. 具体的な制約		☐	☐	
e. その他事項		☐	☐	
③その他工事で、当該工事の工程が影響される工事の有無				
a. 工事名		☐	☒	
b. 上記工事の発注者		☐	☐	
c. 影響内容		☐	☐	
d. 具体的な制約		☐	☐	
e. その他事項		☐	☐	

2. 工程関係 (2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
2 自然的・社会的条件で制約を受ける施工の内容、時期、時間及び工法等				
①交通規制や工事内容により、工事の施工期間又は時間帯に制約が生じるか。		☒	☐	第51条
a. 要因		☒	☐	第51条
b. 施工内容		☒	☐	第51条
c. 施工箇所		☒	☐	第51条
d. 施工時期		☒	☐	第51条
e. 施工時間		☐	☒	
f. 具体的制約内容：		☐	☒	
②出水期や積雪・融雪期において、施工を中止あるいは休止する必要があるか。		☐	☒	
a. 要因		☐	☐	
b. 施工内容		☐	☐	
c. 施工箇所		☐	☐	
d. 施工時期		☐	☐	
e. 施工時間		☐	☐	
f. 具体的制約内容		☐	☐	
③漁期や農業・用排水の使用時期、また地場産業の影響により、施工期間又は時間帯に制約が生ずるか。		☐	☒	
a. 要因		☐	☐	
b. 施工内容		☐	☐	
c. 施工箇所		☐	☐	
d. 施工時期		☐	☐	
e. 施工時間		☐	☐	
f. 具体的制約内容		☐	☐	
④自然環境の保全に関する制約の有無 (猛禽類等の保護動植物の生息する可能性のある地域での施工制約)		☐	☒	
a. 要因		☐	☐	
b. 施工内容		☐	☐	
c. 施工箇所		☐	☐	
d. 施工時期		☐	☐	
e. 施工時間		☐	☐	
f. 具体的制約内容		☐	☐	

2. 工程関係 (3)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
3 関係機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等				
①協議の成立時期が具体的に見込める場合はその内容を明示。				
a. 関係機関		☐	☒	
b. 制約内容		☐	☐	
c. 協議内容		☐	☐	
d. 成立見込時期		☐	☐	
②協議の結果、工程等に制約を受けることが予想される場合は、あらかじめその協議内容及び制約される内容等を明示。				
a. 関係機関		☐	☐	
b. 制約内容		☐	☐	
c. 協議内容		☐	☐	
d. 成立見込時期		☐	☐	
③協議の必要性はあるが、未実施である場合はその内容を明示。				
a. 関係機関		☐	☒	
b. 制約内容		☐	☐	
c. 協議内容		☐	☐	
d. 成立見込時期		☐	☐	
4 関係機関との協議の結果、工程に影響を受ける条件等				
①施工時期等について付された条件を具体的に明示。				
a. 関係機関	多摩川漁業協同組合	☐	☒	
b. 影響内容	(例) 魚の遡上を遮断させないこと	☐	☐	
c. 規制期間・時間	3月1日～5月31日	☐	☐	
②当初予想し得ない事態等が発生し工事期間等の変更が生じる場合は、監督職員に報告し、協議を行うことを明示。				
a. 内容		☐	☒	
		☐	☐	

2. 工程関係(4)

条件明示事項		対象		特記 該当項目	
		有	無		
5 占用物件(地下物件、架空線など)・埋蔵文化財等の事前調査・移設の制約					
①必要な事前調査の期間等を明示し、その管理者の都合により変更がある場合には別途協議することを合わせて明示。					
a.物件内容(場所含む)		☐	☒		
b.物件管理者		☐	☐		
c.事前調査・移設の期間		☐	☐		
②移設や撤去・保存等が必要になり影響を受ける場合は、施工方法や工程等について協議状況を明示。					
a.物件内容(場所含む)		☐	☐		
b.物件管理者		☐	☐		
c.事前調査・移設の期間		☐	☐		
③埋蔵文化財の発掘調査が必要な場合の状況を明示。					
a.物件内容(場所含む)		☐	☒		
b.物件管理者		☐	☐		
c.事前調査・移設の期間		☐	☐		
6 設計工程上の作業不能日数					
①工程に影響を与える特殊な工法がある場合は明示。					
a.対象工種		☐	☒		
b.場所		☐	☐		
c.日数		☐	☐		
d.内容		☐	☐		
7 概数発注・概略設計による発注工事の場合					
①概数発注、概略設計、修正設計中の工事の場合、詳細設計の完成時期について明示。					
a.対象工種		☐	☒		
b.区間		☐	☐		
c.詳細設計完成時期		☐	☐		

3. 用地関係(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 工事用地等に未処理部分がある場合				
①用地・立木の取得が終了していない場所の有無		☐	☒	
a.場所・範囲		☐	☐	
b.面積		☐	☐	
c.取得見込み時期		☐	☐	
②期日までに用地取得できない場合の対応を明示		☐	☒	
a.内容		☐	☐	
③保安林解除や用地の規制等の有無		☐	☒	
a.場所・範囲		☐	☐	
b.面積		☐	☐	
c.解決見込み時期		☐	☐	
d.当面の対応				
④官民境界が未確定部分がある場合の内容明示		☐	☒	
a.場所・範囲		☐	☐	
b.面積		☐	☐	
c.協議状況、確定見込み		☐	☐	
2 使用後の復旧条件がある場合				
①工事用地使用後の条件の有無		☐	☒	
a.場所・範囲		☐	☐	
b.面積		☐	☐	
c.復旧完了期日		☐	☐	
d.復旧条件		☐	☐	
3 工事用仮設道路、資機材置き場等の用地を借地させる場合				
①工事用仮設道路、資機材置き場等の借地の有無		☐	☒	
a.場所・範囲		☐	☐	
b.面積		☐	☐	
c.借地期間		☐	☐	
d.復旧条件		☐	☐	
②借地上の支障物件等があった場合には監督職員へ報告し対応を協議する旨の明示		☐	☒	

3. 用地関係(2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
4	官有地等を使用させる場合			
	①使用する官有地の有無	☐	☒	
	a.場所・範囲	☐	☐	
	b.面積	☐	☐	
	c.使用期間	☐	☐	
	d.使用条件	☐	☐	
	②現場状況から施工時に官有地を使用する必要があると生じる場合は、 監督職員へ報告し協議する旨を明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	

4. 環境対策関係(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 公害防止の為に制限がある場合				
①施工方法等において、公害防止の為に制限がある場合の明示				
a.対象工種	☐	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☐	☐	
c.制限内容	☐	☐	☐	
②騒音・振動等の測定を指定する箇所がある場合の明示				
a.対象工種	☐	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☐	☐	
c.制限内容	☐	☐	☐	
③公害に関する特定地域指定がある場合はその地域を明示				
a.対象工種	☐	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☐	☐	
c.制限内容	☐	☐	☐	
④地元対策（や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	
2 水替、流入防止施設が必要な場合				
①水替、流入防止施設が必要な場合の明示				
a.対象工種	☐	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☐	☐	
c.制限内容	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	
3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合				
①濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は明示				
a.対象工種	☐	☐	☒	
b.対象箇所	☐	☐	☐	
c.時期	☐	☐	☐	
d.処理施設	☐	☐	☐	
e.排水の水質目標値	☐	☐	☐	
f.排水場所	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	

4. 環境対策関係(2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目	
		有	無		
4 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合					
①騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示					
a. 懸念事項		☐	☒		
b. 事前・事後調査の有無		☐	☐		
c. 調査箇所		☐	☐		
d. 調査時期		☐	☐		
e. 調査方法		☐	☐		
f. その他		☐	☐		
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示					
a. 内容		☐	☐		
5 油漏れ等に対策を必要とする場合					
①油漏れ、重金屬等の対策が必要な場合の内容の明示					
a. 対象工種		☐	☒		
b. 対象機械		☐	☐		
c. 時期		☐	☐		
d. 実施方法・必要な資材等		☐	☐		
e. その他		☐	☐		
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示					
a. 内容		☐	☐		

5. 安全対策関係(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 交通安全施設等の指定				
①車線減少等の規制を伴う場合の明示				
a. 規制内容		☐	☒	
b. 規制箇所		☐	☐	
c. 規制期間		☐	☐	
②歩道通行帯を確保する場合の明示				
a. 内容		☐	☒	
b. 対象箇所		☐	☐	
c. 期間		☐	☐	
③夜間作業を伴う場合の明示				
a. 内容		☐	☒	
b. 対象箇所		☐	☐	
c. 期間		☐	☐	
④現場特有の交通規制を行う場合の明示				
a. 内容		☐	☒	
b. 対象箇所		☐	☐	
c. 期間		☐	☐	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☐	
2 対策をとる必要がある他施設との近接工事がある場合				
①対策をとる必要がある他施設と近接する工事がある場合の明示				
a. 対象施設・管理者 (例: 鉄道、ガス、電気、電話、上下水道、光ファイバ、その他施設)		☐	☒	
b. 対象箇所		☐	☐	
c. 施行条件		☐	☐	
d. その他(協議状況他)		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☐	

5. 安全対策関係(2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
3	施工上、防護施設等必要な場合			
	①防護施設等が必要な場合の明示	☐	☒	
	a.必要な防護施設	☐	☐	
	(例：落石、雪崩、土砂崩壊、土石流、その他補強が必要な施設等)			
	b.危険要因	☐	☐	
	c.対策内容	☐	☐	
	d.対象工種	☐	☐	
	e.対象期間	☐	☐	
	f.その他	☐	☐	
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	
4	保全設備・保安要員の配置等が必要な場合			
	①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示	☒	☐	第39条
	a.対象工種	☒	☐	第39条
	b.対象箇所	☒	☐	第39条
	c.対象期間	☒	☐	第39条
	d.対象要員	☒	☐	第39条
	e.その他	☐	☒	
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☒	☐	第39条
	a.内容	☒	☐	第39条
5	発破作業等の制限			
	①発破作業等に制限がある場合の明示	☐	☒	
	a.対象工種	☐	☐	
	b.対象箇所	☐	☐	
	c.対象期間	☐	☐	
	d.制限内容	☐	☐	
	e.その他	☐	☐	
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	

5. 安全対策関係(3)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
6 有害ガス及び酸素欠乏等の対策				
①換気設備等が必要な場合の明示		☐	☒	
a.危険要因		☐	☐	
b.対象工種		☐	☐	
c.対策内容		☐	☐	
e.その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示		☐	☒	
a.内容		☐	☐	
7 高所作業における対策が必要な場合				
①高所作業を行う必要がある場合の明示		☐	☒	
a.対象工種		☐	☐	
b.対象箇所		☐	☐	
c.対策内容		☐	☐	
e.その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示		☐	☒	
a.内容		☐	☐	
8 砂防工事の安全確保のために必要な対策を行う場合				
①安全確保に必要な情報の明示		☐	☒	
a.施工箇所の地形・地質特性		☐	☐	
b.危険要因		☐	☐	
c.対策内容		☐	☐	
e.その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示		☐	☒	
a.内容		☐	☐	

6. 工事用道路関係(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1	一般道路を搬入路として使用する場合			
①	運搬経路に制限がある場合は経路を指定する場合の明示	☒	☐	第98条
a.	経路	☒	☐	第98条
b.	制限内容	☐	☒	
c.	制限期間・時間	☐	☒	
d.	その他	☐	☒	
②	搬入路の使用し及び使用後に配慮すべき事項がある場合の明示	☐	☒	
a.	内容	☐	☒	
b.	対象区間	☐	☒	
c.	期間	☐	☒	
③	地元対応等の特筆すべき事項の明示	☐	☒	
a.	内容	☐	☐	
b.	対象区間	☐	☐	
c.	期間	☐	☐	
④	当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
a.	内容	☐	☒	

6. 工事用道路関係(2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目	
		有	無		
2 仮道路を設置する場合					
①仮道路の構造等を指定する場合の明示					
a.区間		☐	☒		
b.指定する内容		☐	☐		
c.その他		☐	☐		
②借地により仮道路を設ける場合の明示					
a.区間		☐	☐		
b.借地料等		☐	☐		
c.維持補修内容		☐	☐		
d.その他		☐	☐		
③維持修繕の必要がある場合の明示					
a.区間		☐	☒		
b.維持補修内容		☐	☐		
d.その他		☐	☐		
④仮道路に安全施設が必要な場合の明示					
a.必要な施設内容		☐	☐		
b.対象区間		☐	☐		
c.対象期間		☐	☐		
d.その他		☐	☐		
(存置、撤去等かわるよう明示)					
⑤地元対応等の特筆すべき事項の明示					
a.内容		☐	☒		
b.対象区間		☐	☐		
c.期間		☐	☐		
⑥当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示					
a.内容		☐	☐		

6. 工事用道路関係(3)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
3 一般道路を交通規制等により占用する場合				
①交通規制を行う場合の関係機関協議の有無の明示				
a. 協議機関		☐	☒	
b. 対象区間		☐	☐	
c. 対象期間・時間		☐	☐	
d. 規制内容		☐	☐	
e. その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☐	
4 他工事と工事用道路を共有する場合				
①他工事と工事用道路を共有する場合の明示				
a. 共有する他工事		☐	☒	
b. 工事用道路の管理者		☐	☐	
c. 共有する区間		☐	☐	
d. 期間		☐	☐	
e. 配慮事項		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☐	
5 工事用道路の使用に制限がある場合				
①工事用道路に制限がある場合の明示				
a. 対象区間		☐	☒	
b. 対象期間・時間		☐	☐	
c. 制限内容		☐	☐	
d. その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☐	

7. 仮設備関係(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 他の工事に引き継ぐ場合				
①引き渡し条件の明示				
a.仮設備の名称	☐	☐	☒	
b.引き継ぎ先の受注者	☐	☐	☐	
c.撤去・損料などの条件	☐	☐	☐	
d.維持管理条件	☐	☐	☐	
e.引き渡し等の時期	☐	☐	☐	
f.構造等安全性確認や検査の実施日時	☐	☐	☐	
g.その他	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	
2 引き継いで使用する場合				
①引き継ぎ条件の明示				
a.内容	☐	☐	☒	
b.時期	☐	☐	☐	
c.条件	☐	☐	☐	
d.その他	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	
3 構造及び施工方法を指定する場合				
①構造及び施工方法の条件を明示				
a.対象物	☐	☐	☒	
b.存置期間	☐	☐	☐	
c.規模・規格・数量等	☐	☐	☐	
d.施工方法	☐	☐	☐	
e.その他				
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	

7. 仮設備関係(2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
4 設計条件を指定する場合				
①仮設備の設計条件を指定する場合の条件明示				
a.対象物	☐	☐	☒	
b.設計条件	☐	☐	☐	
c.その他	☐	☐	☐	
②指定仮設がある場合の条件明示				
a.対象物	☐	☐	☒	
b.指定条件	☐	☐	☐	
c.その他	☐	☐	☐	
③当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	
5 除雪が必要となる場合				
①除雪が必要な場合の条件明示				
a.対象箇所	☐	☐	☒	
b.対象期間	☐	☐	☐	
c.制限内容	☐	☐	☐	
d.その他	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容	☐	☐	☐	

8. 建設副産物関係(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1	建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合			
	①建設副産物情報交換システムの活用の明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	
	②建設副産物実態調査の対象工事の明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	
	③建設発生土情報交換システム登録対象の明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	
	④再生資材の活用の明示	☒	☐	第26条
	a.資材名	☒	☐	第26条
	b.規格	☒	☐	第26条
	c.使用箇所	☒	☐	第26条
	d.その他	☐	☒	
	⑤特定副産物の搬出の明示 (特定建設資材の分別解体等・再資源化等の条項で記載していれば不要)	☐	☒	
	a.対象	☐	☐	
	b.受入場所	☐	☐	
	c.受入時間帯	☐	☐	
	d.仮置き場	☐	☐	
	e.搬出調書等	☐	☐	
	f.その他	☐	☐	
	⑥建設リサイクル法対象工事の明示	☒	☐	第28条
	a.種類	☒	☐	第28条
	b.分別解体等の方法	☒	☐	第28条
	c.その他	☐	☒	
	⑦指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示	☐	☒	
	a.種類	☐	☐	
	b.再資源化施設	☐	☐	
	c.中間処理場	☐	☐	
	d.最終処理場	☐	☐	
	e.受入時間	☐	☐	
	⑧当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☒	☐	第28条
	a.内容	☒	☐	第28条

8. 建設副産物関係(2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
2	建設発生土及び建設汚泥処理土			
	①他工事の箇所へ搬出する場合の明示	☐	☒	
	a.搬出箇所・距離	☐	☐	
	b.搬出先工事名	☐	☐	
	c.搬出先の受人条件	☐	☐	
	d.その他	☐	☐	
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	
3	建設廃棄物の種類と発生量			
	①取扱及び処理方法の違う種別毎の廃棄物を明示	☐	☒	
	a.種別	☐	☐	
	b.種類	☐	☐	
	c.土種	☐	☐	
	d.発生量	☐	☐	
	e.その他	☐	☐	
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	
4	処理施設等への運搬経路・方法等の規制・制限			
	①処理施設等の条件明示(1)	☒	☐	第27条
	a.種類	☒	☐	第27条
	b.運搬経路	☐	☒	
	c.運搬方法	☐	☒	
	d.その他	☒	☐	第27条
	①処理施設等の条件明示(2)	☐	☒	
	a.種類	☐	☐	
	b.運搬経路	☐	☐	
	c.運搬方法	☐	☐	
	d.その他	☐	☐	
	②仮置きが必要な場合の内容明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	

8. 建設副産物関係(3)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
5 中間・最終処理場				
①指定副産物の指定再資源化施設へ搬出明示				
a.種類		☐	☒	
b.再資源化施設		☐	☐	
c.中間処理場		☐	☐	
d.最終処理場		☐	☐	
e.受入時間		☐	☐	
6 他工事からの建設発生土を利用する場合				
①他工事から発生する土を利用する場合の条件明示				
a.他工事情報		☐	☒	
b.受入条件		☐	☐	
c.受入時期		☐	☐	
d.その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容		☐	☐	
7 土壌汚染対策法の届出について				
①土壌汚染対策法で規定する一定規模(3,000m ²)以上の土地の形状変更を伴う対象工事である場合の県知事等への届出等の明示				
a.対象の有無		☐	☒	
b.場所・範囲・面積		☐	☐	
c.該当工種		☐	☐	
d.発生量		☐	☐	
e.その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a.内容		☐	☐	

8. 建設副産物関係(4)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
8	ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土を利用する場合			
	①ストックヤード(又は土取り場)の建設発生土に関する利用の明示	☐	☒	
	a.ストックヤード(又は「土取り場」箇所・距離	☐	☐	
	b.ストックヤード(又は「土取り場」からの建設発生土の「質条件(改良の必要性の有無)」等	☐	☐	
	c.ストックヤード(又は土取り場)の管理者(「工事名」等)	☐	☐	
	d.利用時期(土・日・祝の利用の可否含む)	☐	☐	
	e.利用時間	☐	☐	
	f.他工事利用件数	☐	☐	
	g.利用台数の制限がある場合の制限内容	☐	☐	
	h.その他(交通誘導警備員配置、工事用道路(敷鉄板)設置 等)	☐	☐	
	②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示	☐	☒	
	a.内容	☐	☐	

9. 工事支障物件関係

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 占用物件等の工事支障物件がある場合				
① 工事支障物件の明示 (1)				
a. 物件名		☐	☒	
b. 物件管理者 (連絡先等)		☐	☐	
c. 物件位置		☐	☐	
d. 物件管理者との協議状況		☐	☐	
e. 移設時期		☐	☐	
f. その他		☐	☐	
① 工事支障物件の明示 (2)				
a. 物件名		☐	☒	
b. 物件管理者 (連絡先等)		☐	☐	
c. 物件位置		☐	☐	
d. 物件管理者との協議状況		☐	☐	
e. 移設時期		☐	☐	
f. その他		☐	☐	
① 工事支障物件の明示 (3)				
a. 物件名		☐	☒	
b. 物件管理者 (連絡先等)		☐	☐	
c. 物件位置		☐	☐	
d. 物件管理者との協議状況		☐	☐	
e. 移設時期		☐	☐	
f. その他		☐	☐	
② 当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☒	

10. 薬液注入関係

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 薬液注入を行う場合				
①薬液注入の条件明示				
a. 設計条件		☐	☒	
b. 工法区分		☐	☐	
c. 材料種類		☐	☐	
d. 施工範囲		☐	☐	
e. 削孔数量・延長		☐	☐	
f. 注入量・注入圧		☐	☐	
g. その他		☐	☐	
②注入の管理の明示				
a. 注入圧・速度		☐	☒	
b. 注入順序		☐	☐	
c. ステップ長		☐	☐	
d. 材料（購入・流通経路等）		☐	☐	
e. ゲルタイム		☐	☐	
f. 配合		☐	☐	
③産業廃棄物が発生した場合の処分方法の明示				
a. 内容		☐	☐	
④地下埋設物がある場合の防護方法の明示				
a. 内容		☐	☐	
⑤当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☐	
2 周辺環境影響調査を行う場合				
①周辺環境影響調査の明示				
a. 調査内容		☐	☒	
b. 調査箇所		☐	☐	
c. 調査回数		☐	☐	
d. その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容		☐	☐	

11. その他(1)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
1 工事用資機材の保管及び仮置きが必要な場合				
①仮置きが必要な資機材の内容を明示		☐	☒	
a.資機材の種類		☐	☐	
b.数量		☐	☐	
c.保管・仮置き場所		☐	☐	
d.期間		☐	☐	
e.保管方法		☐	☐	
f.積込・運搬方法		☐	☐	
g.機械の分解・組立等ある場合の回数		☐	☐	
h.その他				
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示		☐	☒	
a.内容		☐	☐	
2 工事現場発生品がある場合				
①現場発生品の明示		☒	☐	第25条
a.品名・数量		☒	☐	第25条
b.再使用の有無		☐	☒	
c.引き渡し時期・場所		☐	☒	
d.品質検査		☐	☒	
e.運搬方法・費用		☐	☒	
f.その他		☐	☒	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示		☒	☐	第25条
a.内容		☒	☐	第25条
3 支給品・貸与品がある場合				
①該当品の明示		☐	☒	
a.品名・数量		☐	☐	
b.規格等		☐	☐	
c.使用場所		☐	☐	
d.引き渡し場所		☐	☐	
e.返納方法等		☐	☐	
f.その他		☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示		☐	☒	
a.内容		☐	☐	

11. その他(2)

条件明示事項		対象		特記 該当項目
		有	無	
4 新技術・新工法・特許工法を指定する場合				
①新技術・新工法の内容の明示				
a. 工法名称	☐	☐	☒	
b. 施工場所	☐	☐	☐	
c. 施工条件	☐	☐	☐	
d. NETIS番号	☐	☐	☐	
e. その他	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容	☐	☐	☐	
5 指定部分の引渡しを行う場合				
①指定部分の内容の明示				
a. 指定部分	☐	☐	☒	
b. 引渡口	☐	☐	☐	
c. その他	☐	☐	☐	
6 部分使用を行う場合				
①部分使用の内容の明示				
a. 使用箇所	☐	☐	☒	
b. 使用条件	☐	☐	☐	
c. 使用期間	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容	☐	☐	☐	
7 給水の必要がある場合				
①給水内容の明示				
a. 関係機関名	☐	☐	☒	
b. 協議時期	☐	☐	☐	
c. 取水箇所	☐	☐	☐	
d. 取水時期	☐	☐	☐	
e. 取水方法	☐	☐	☐	
f. その他	☐	☐	☐	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示				
a. 内容	☐	☐	☐	

11. その他(3)

条件明示事項	対象		特記 該当項目
	有	無	
8 コンクリート二次製品の活用			
①コンクリート構造物において、全体最適化の考えに基づき、コンクリート二次製品（プレキャスト）を活用する場合は、特記仕様書あるいは参考資料等にその内容を明示		☐	☐

概略工事工程表

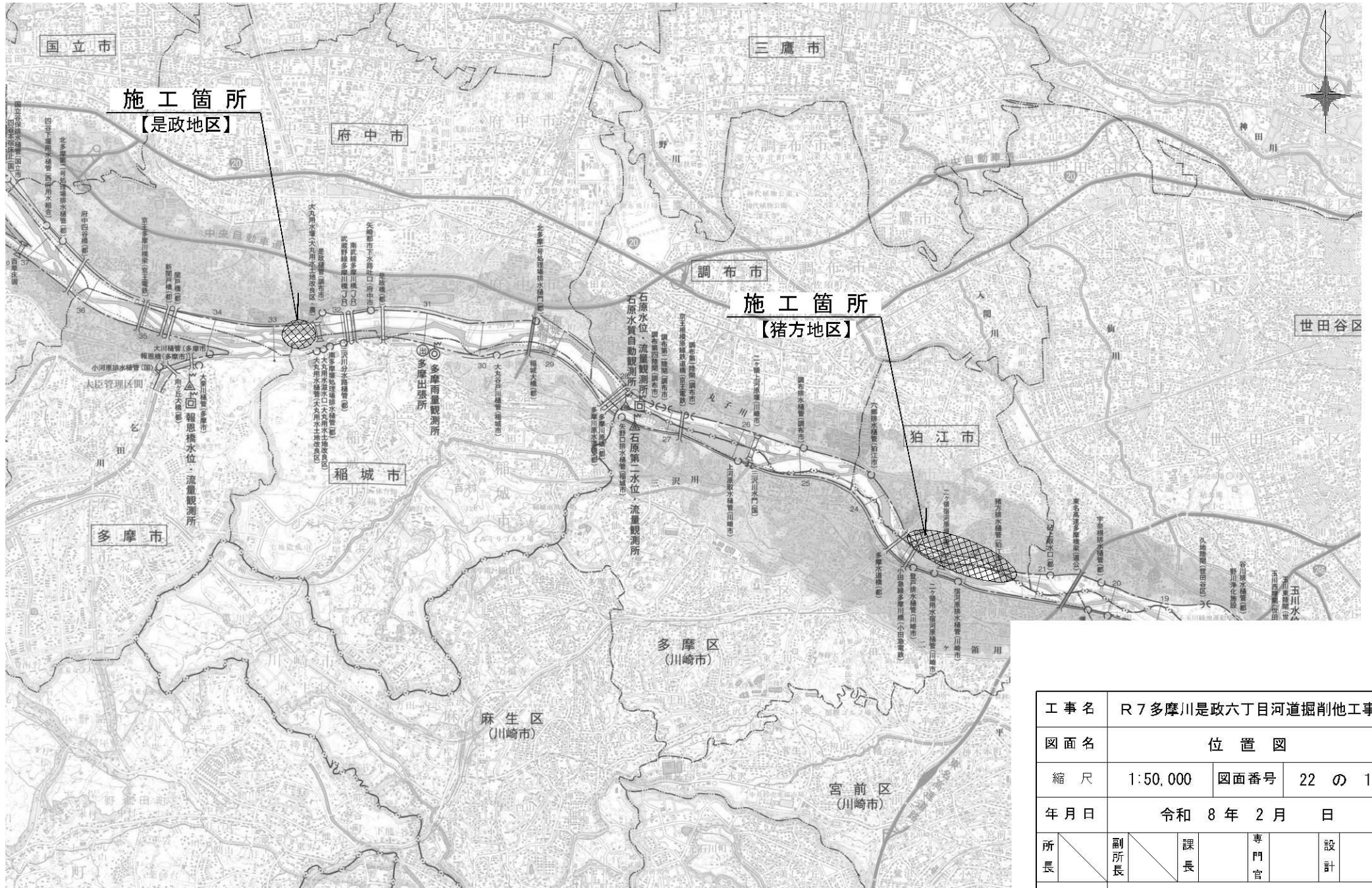
別紙ー5

工事名：R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事

工 種	単位	数 量	令和7年度												備考 (パーティ(pt)数等)
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
準備	式	1													・40日間
【是政地区】															
河川土工	式	1													1pt
掘削工(ICT)	m3	27,000													2pt
土砂分別工	式	1													2pt
仮設工	式	1													1pt
【猪方地区】	式	1													1pt
河川土工	式	1													1pt
階段護岸工	式	1													1pt
擁壁工	式	1													1pt
付帯道路工	式	1													1pt
構造物撤去工	式	1													1pt
後片付け	式	1													・20日間
制約条件	年末年始、お盆	—													・12月下旬～1月上旬 ・2月中旬
	出水期間	—													・6月1日から10月31日まで
	戸手地区高規格堤防事業	—													条件を付された期間 4月1日から3月31日まで

位置図

S=1:50,000



工 事 名		R 7 多摩川は政六丁目河道掘削他工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1:50,000		図面番号		22 の 1			
年 月 日		令和 8 年 2 月 日							
所長		副所長		課長		専門官		設計	
事務所名		国土交通省 京浜河川事務所							

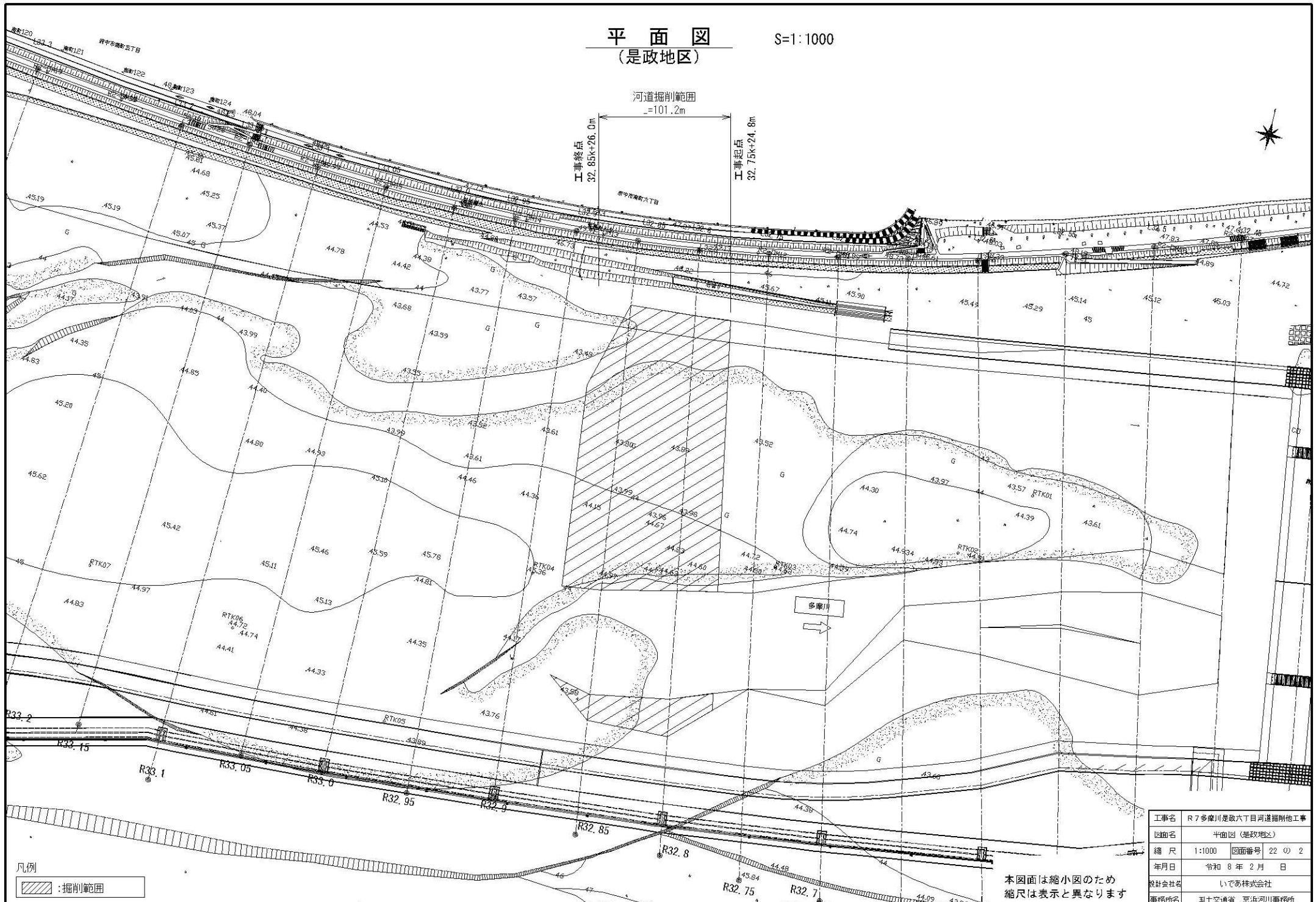
平面図 (是政地区)

S=1:1000

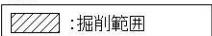
河道掘削範囲
L=101.2m

工事終点
32.85k+26.0m

工事起点
32.75k+24.8m



凡例

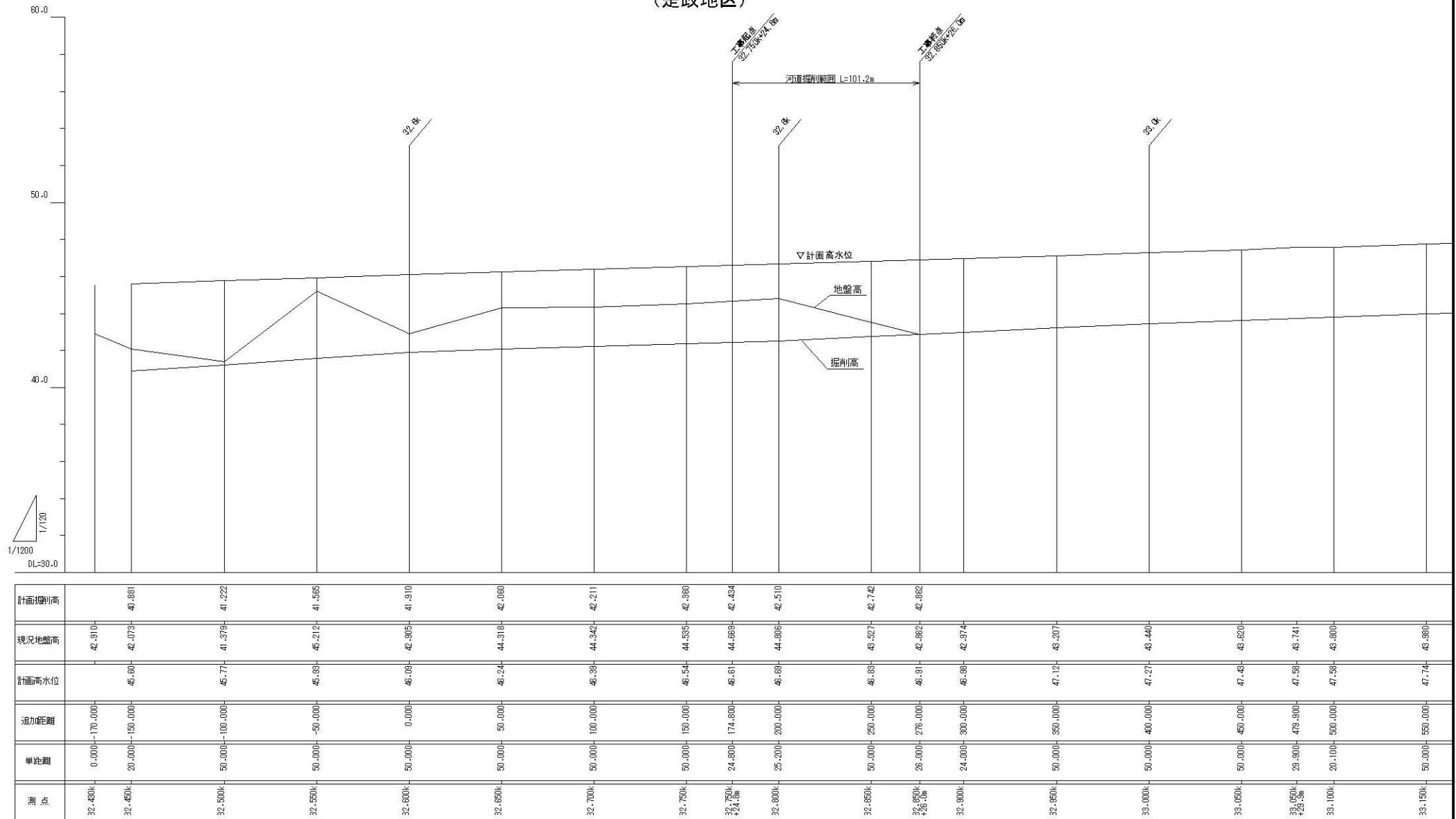


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	平面図(是政地区)		
縮尺	1:1000	図面番号	22の2
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

縦断図
(是政地区)

V=1:100
H=1:1000

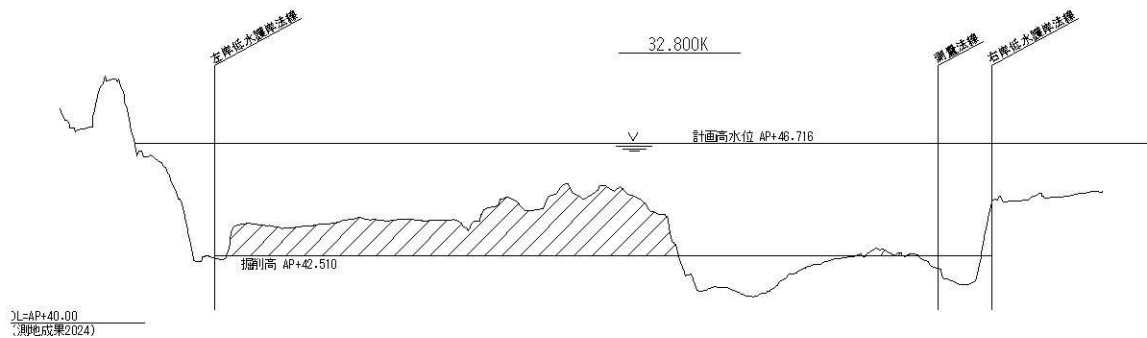


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	縦断図(是政地区)		
縮尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	22の3
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

標準横断面図
(是政地区)

V=1:100
H=1:1000



凡例

掘削範囲

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	標準横断面図 (是政地区)		
縮尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	22 of 4
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

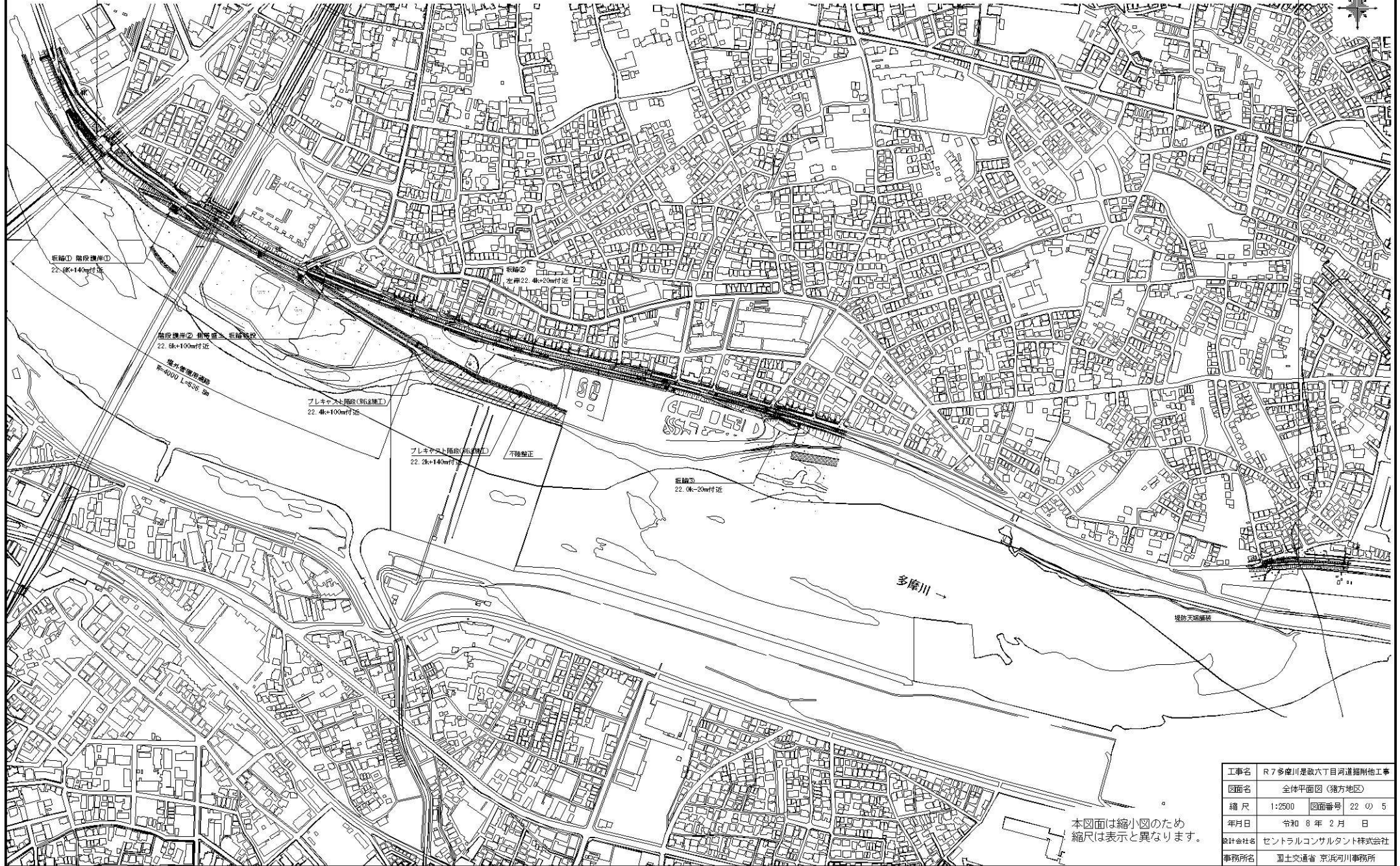
全体平面図 (猪方地区)

S=1:2500

施工延長 L=1966m

工事起点
(右側22-2k+700)

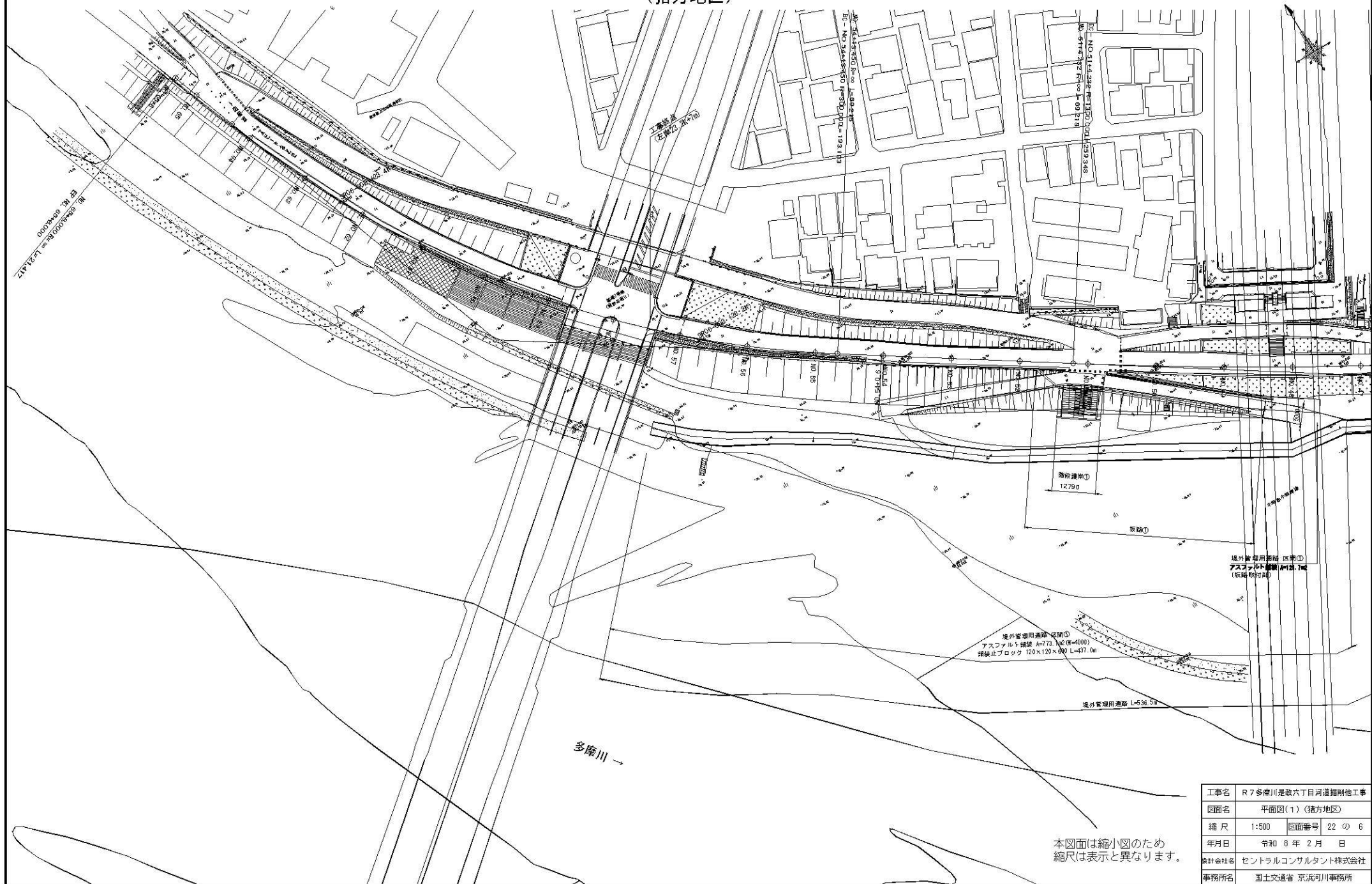
工事終点
(左側21-2k+4100)



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

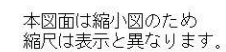
工事名	R7多摩川是政六丁目河道路側他工事		
図面名	全体平面図(猪方地区)		
縮尺	1:2500	図面番号	22の5
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

S=1:500



工事名	R7多摩川足越六丁目河道掘削他工事		
図面名	平面図(1)〔猪方地区〕		
縮尺	1:500	図面番号	22 の 6
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜川事事務所		

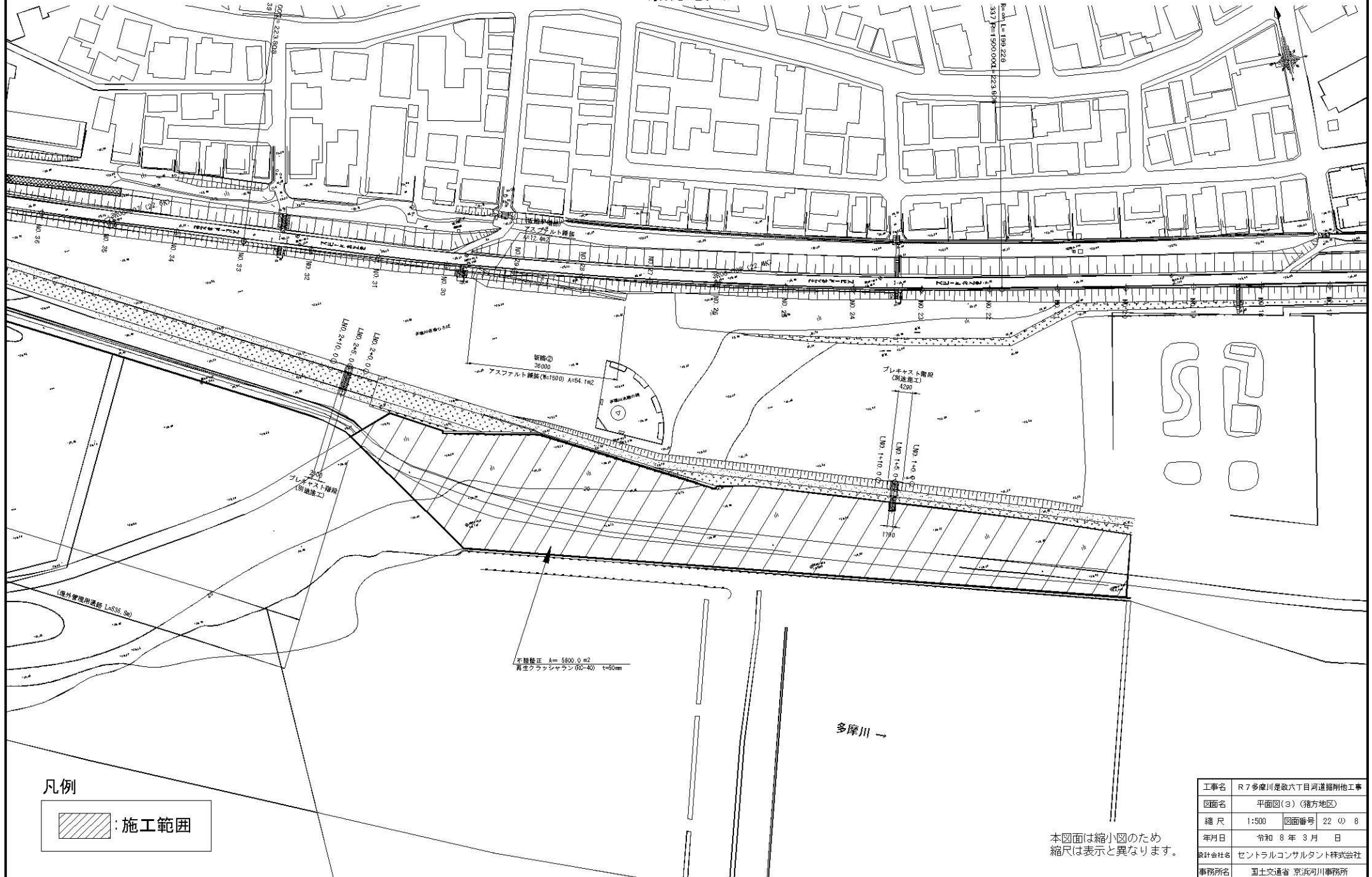
S=1:500



工事名	R7多摩川は鉄六丁目河道掘削他工事		
図面名	平面図(2)〔猪方地区〕		
縮尺	1:500	図面番号	22 の 7
年月日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜川司事務所		

平面図(3) (猪方地区)

S=1:500



凡例

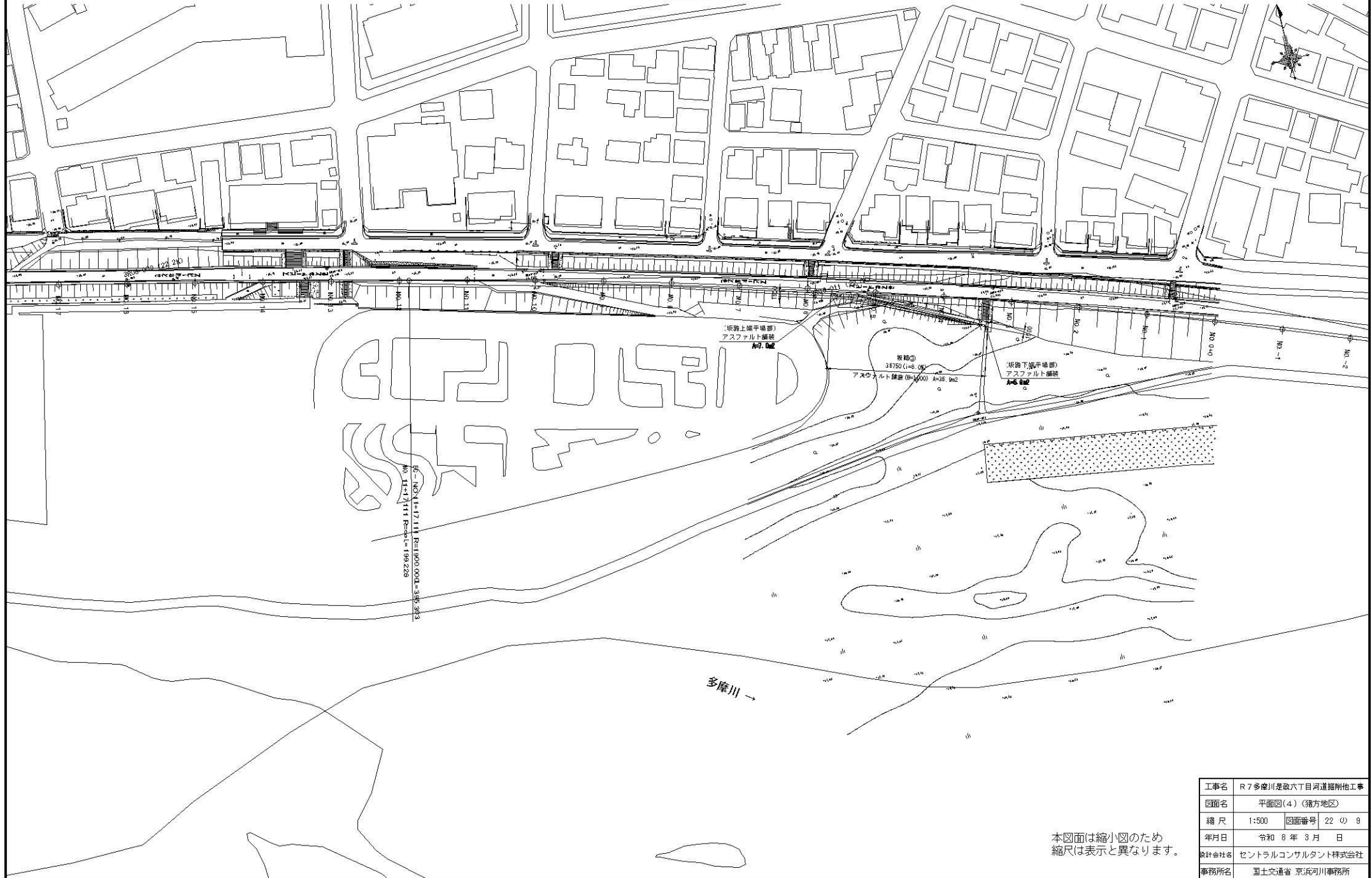


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	平面図(3) (猪方地区)		
縮尺	1:500	図面番号	22 の 8
年月日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

平面図(4)
(猪方地区)

S=1:500



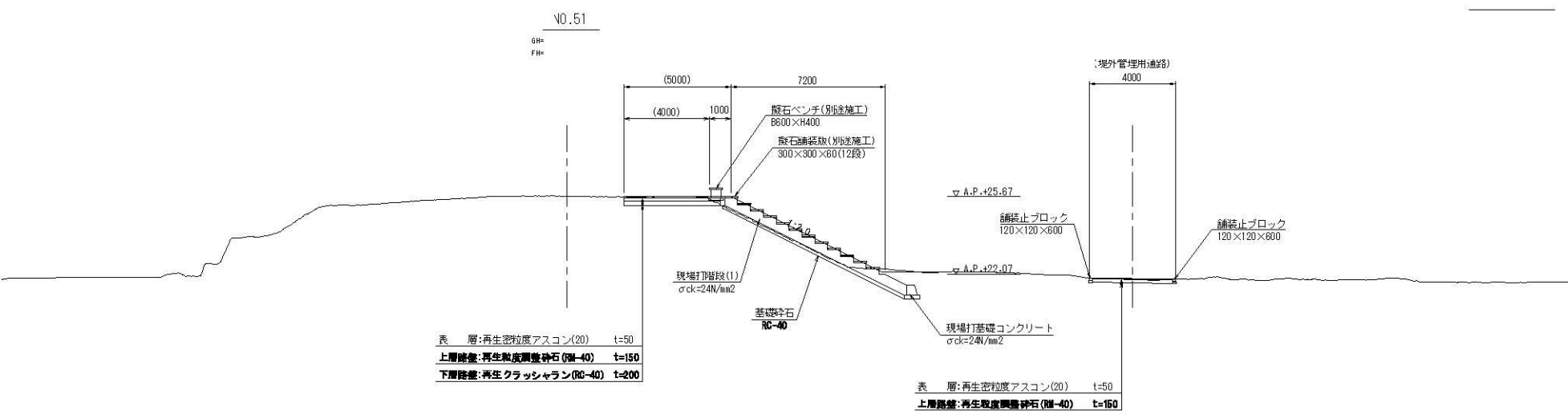
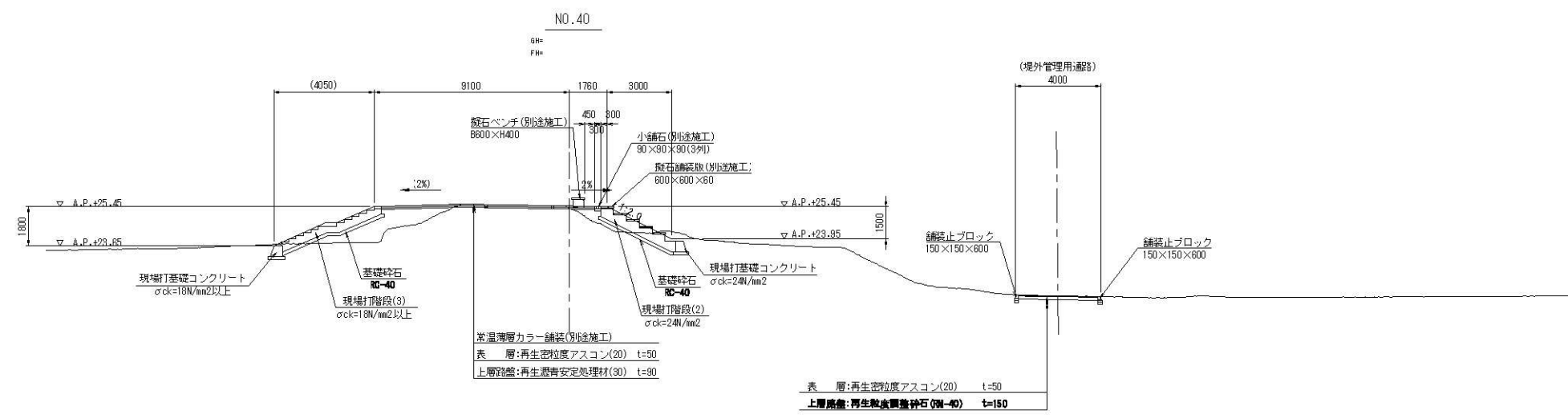
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	平面図(4) (猪方地区)		
縮尺	1:500	図面番号	22 の 9
年月日	令和 8 年 3 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

標準横断図(1)

(猪方地区)

S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川是政六丁目河道路附地工事		
図面名	標準横断図(1)(猪方地区)		
縮尺	1:100	図面番号	22の10
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

標準横断図(2)

S=1:100

(猪方地区)

坂路③ 22.0k-20m付近

NO.5

GH=

FH=

(1500)

手摺(別添施工)
H=800

▽A.P.+23.38

1:2.0

表層:再生密粒度アスコン(13) t=40

下層底層:再生クラッシュラン(RC-40) t=150

DL=A.P.+10.00

坂路② 22.4k+20m付近

NO.29

GH=

FH=

(2000)

手摺(別添施工)
2段 H=850

▽A.P.+25.00

1:2.0

表層:再生密粒度アスコン(13) t=40

下層底層:再生クラッシュラン(RC-40) t=150

DL=A.P.+10.00

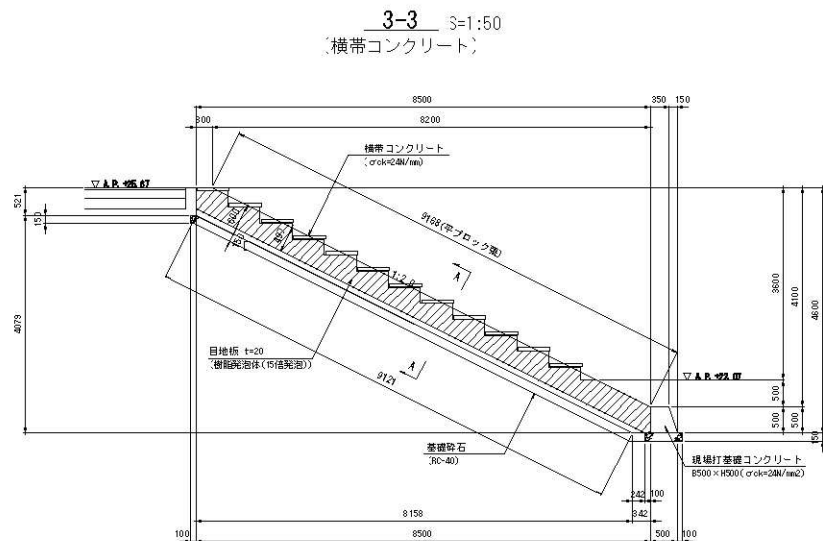
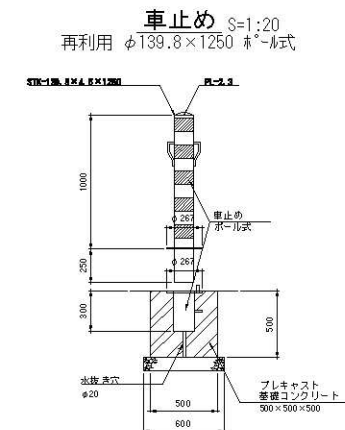
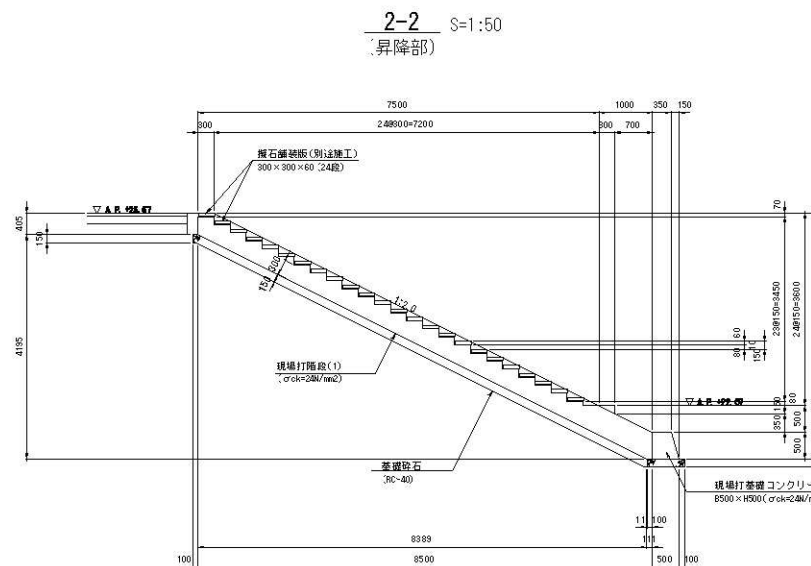
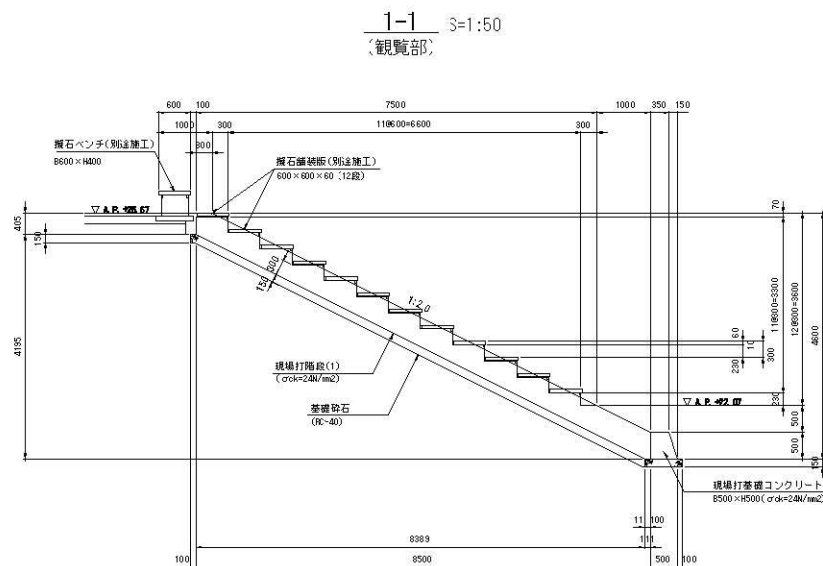
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	標準横断図(2)(猪方地区)		
縮尺	1:100	図面番号	22-0-11
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

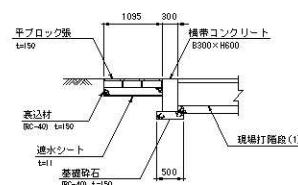
付帯施設一般図(2)

(猪方地区)

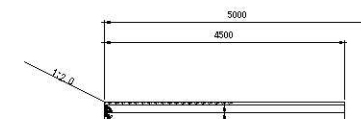
(坂路① 階段護岸① 22.8K+140m付近)



A-A断面図 S=1:50



坂路① 標準断面図



表層	再生密粒度アスコン(20)	t=50
上層底層	再生軟質調整砕石(RC-40)	t=150
下層底層	再生クラッシュラン(RC-40)	t=200

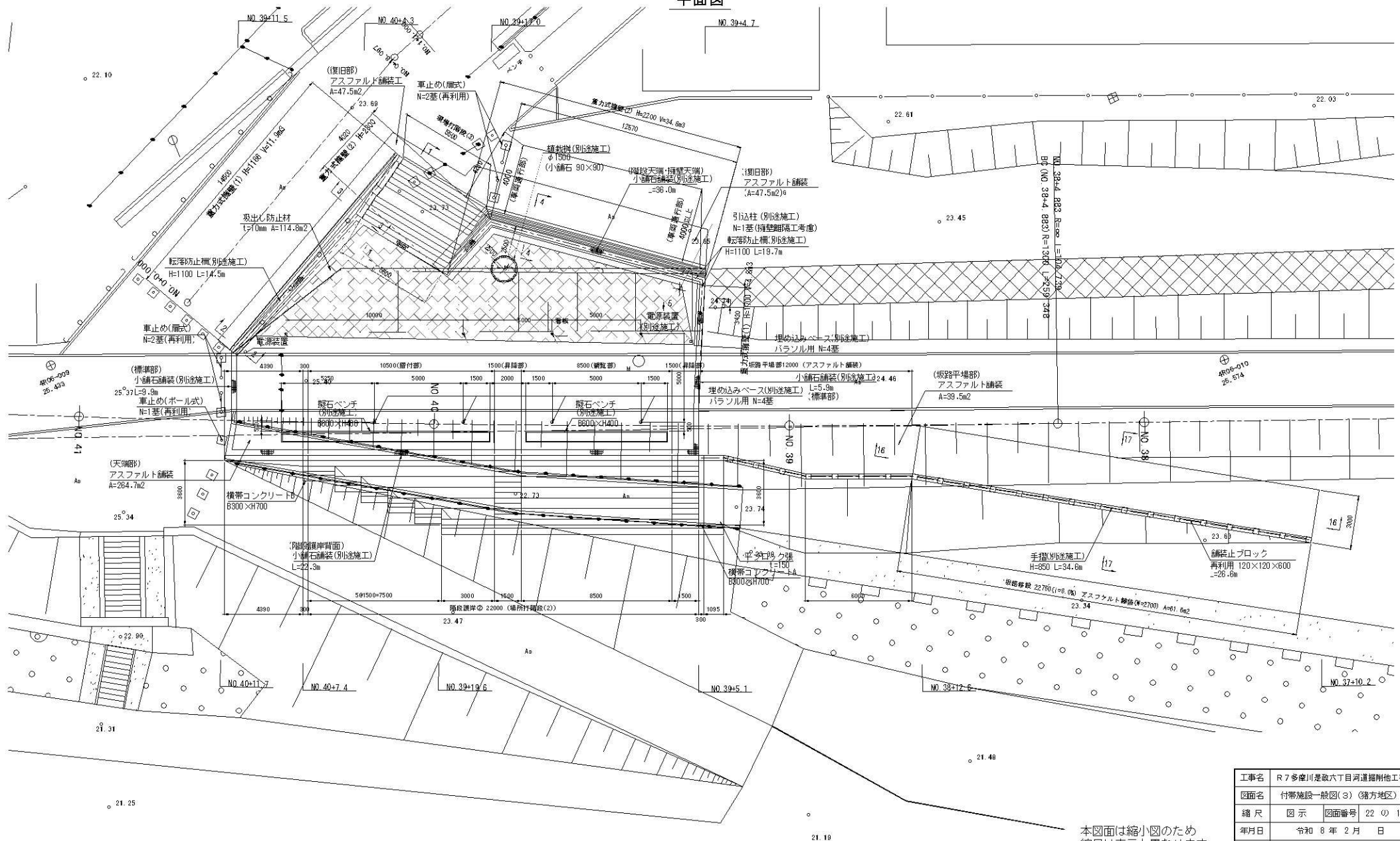
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川は政六丁目河道掘削他工事
図面名	付帯施設一般図(2) (猪方地区)
縮尺	図示 図面番号 22 の 13
年月日	令和 8 年 2 月 日
設計会社	セントラルコンサルタント株式会社
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所

S=1:100

(階段護岸② 側帯盛土 坂路移設 22.6k+100m付近)

平面图



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

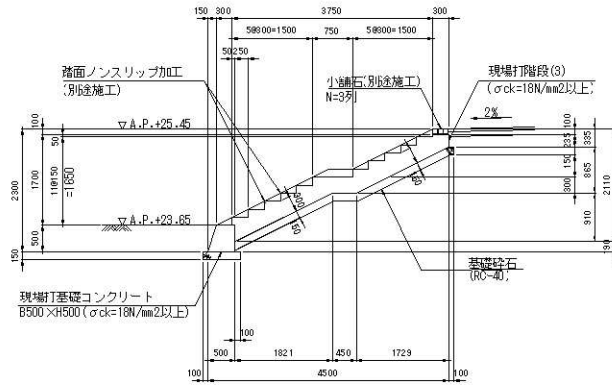
工事名	R7多摩川は政六丁目河道掘削他工事		
図面名	付帯施設一般図(3)〔猪方地区〕		
縮尺	図示	図面番号	22 の 14
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

付帯施設一般図(4)

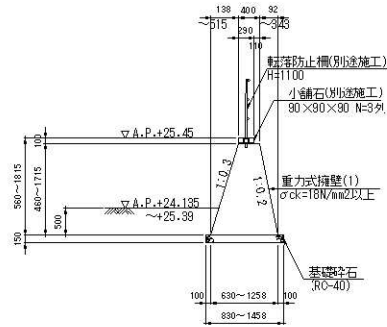
(猪方地区)

(階段護岸② 側帯盛土 坂路移設 22.6k+100m付近)

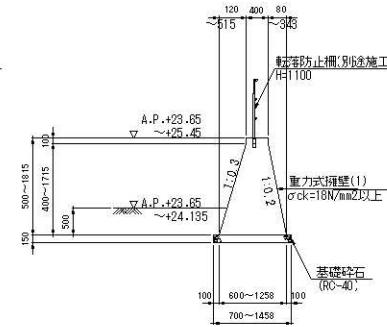
1-1 S=1:50



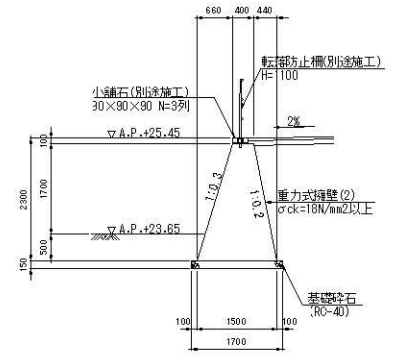
2-2 S=1:50



3-3 S=1:50

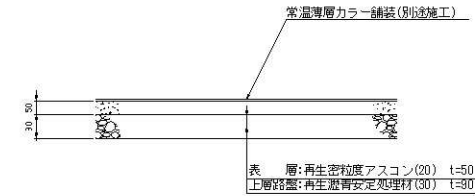


4-4 S=1:50

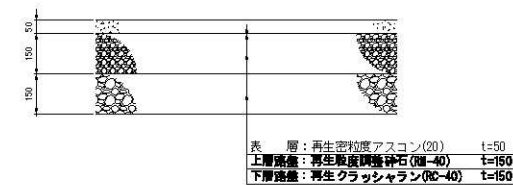


アスファルト舗装詳細図 S=1:10

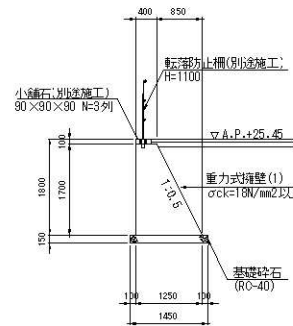
天端部舗装
(常温薄層カラー舗装)



復旧部舗装



5-5 S=1:50



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

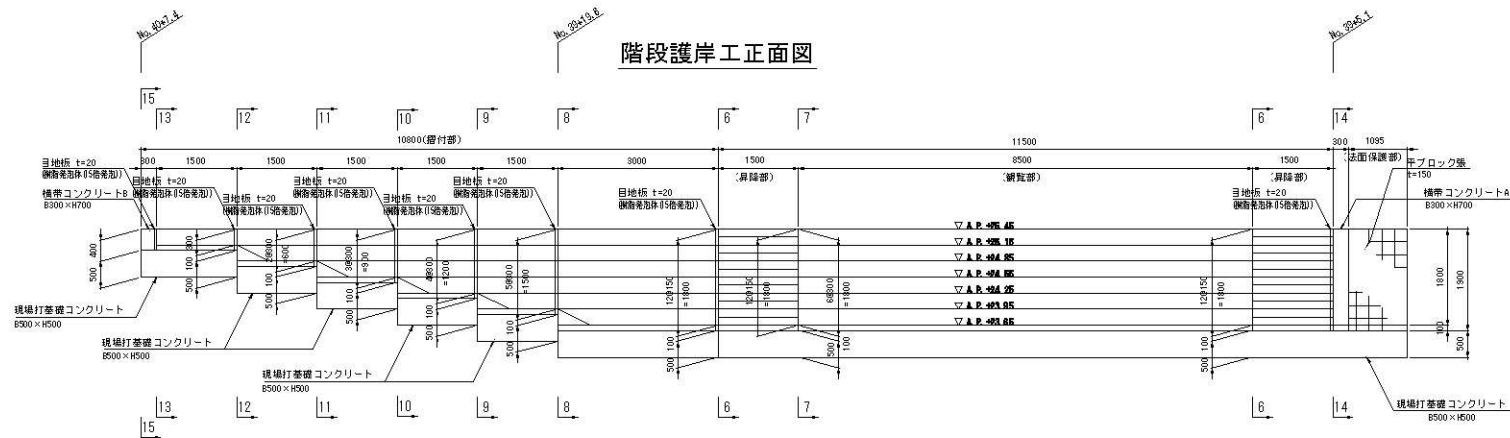
工事名	R7多摩川足越六丁目河道掘削他工事		
図面名	付帯施設一般図(4) (猪方地区)		
縮尺	図示	図面番号	22の15
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

付帯施設一般図(5)

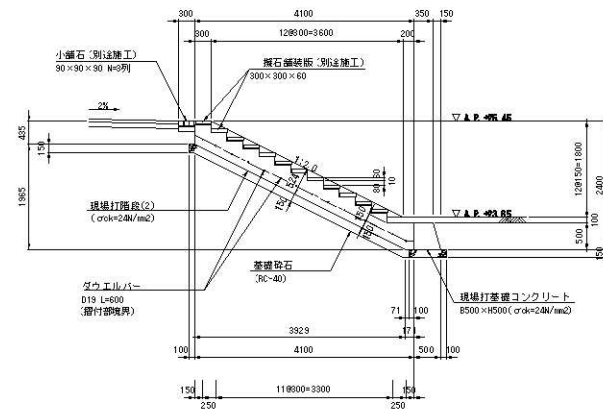
S=1:50

(猪方地区)
(階段護岸② 側帯盛土 坂路移設 左岸22.6k+100m付近)

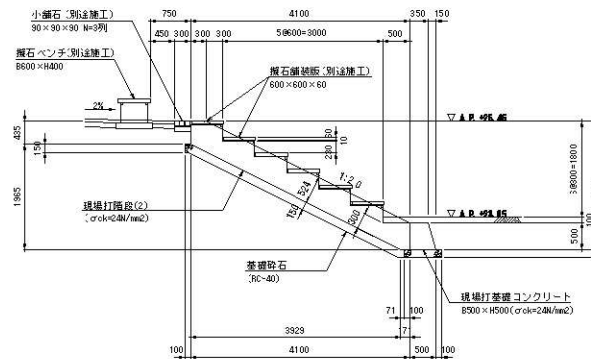
階段護岸工正面図



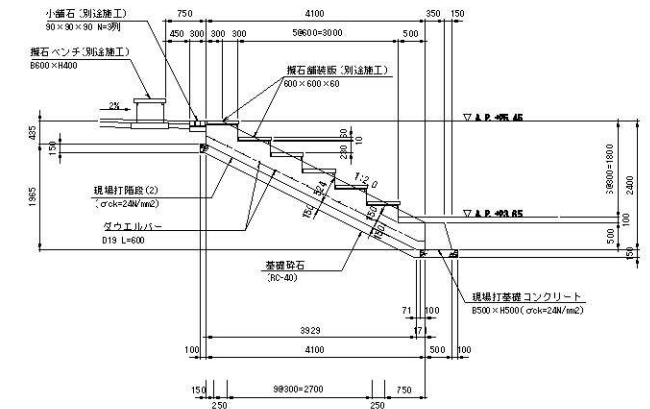
6-6



7-7



8-8



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川は政六丁目河道掘削他工事		
図面名	付帯施設一般図(5) (猪方地区)		
縮尺	1:50	図面番号	22 の 18
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタン株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

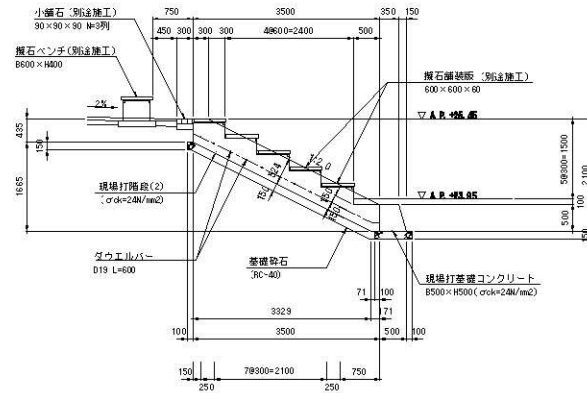
付帯施設一般図(6)

S=1:50

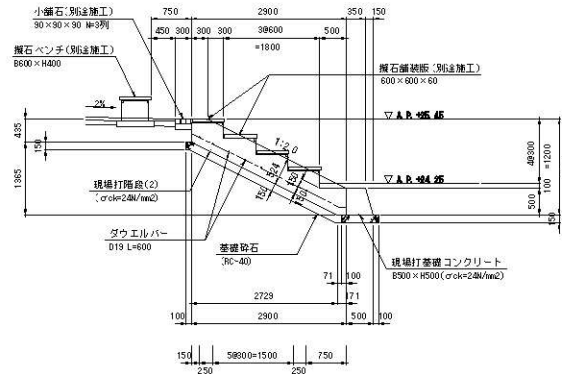
(猪方地区)

(階段護岸②) 側帯盛土 坂路移設 22.6k+100m付近)

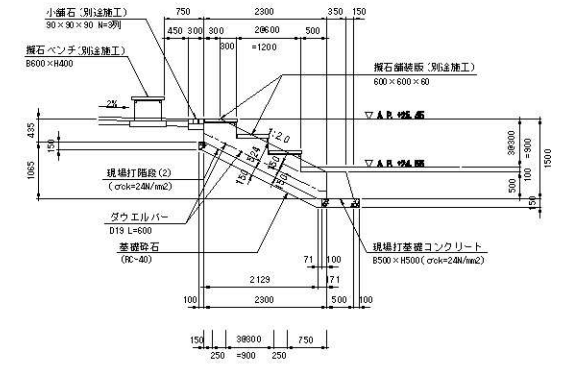
9-9



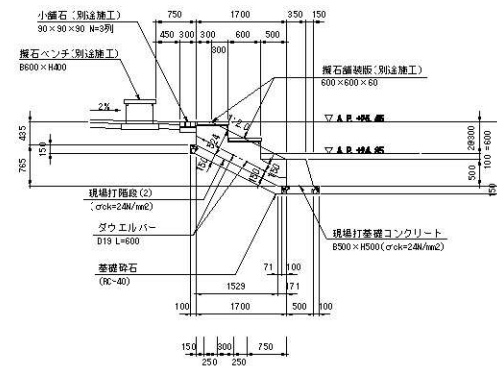
10-10



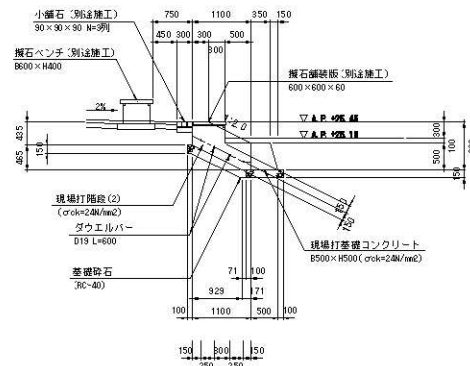
11-11



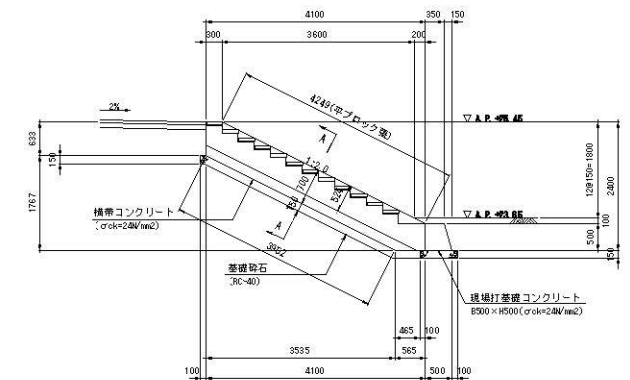
12-12



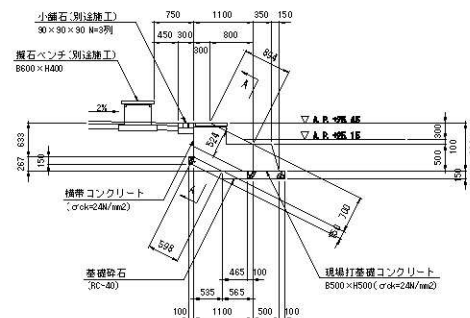
13-13



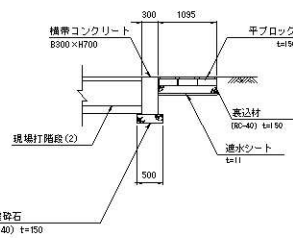
14-14



15-15



A-A断面図



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

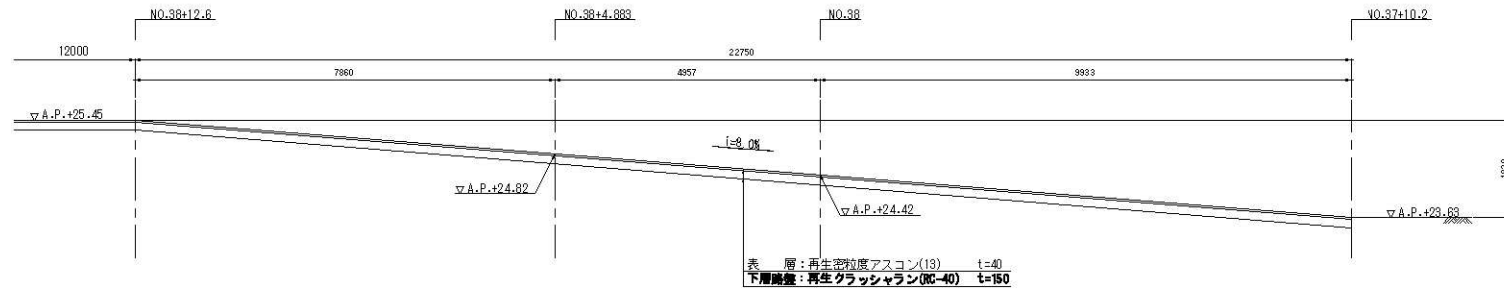
工事名	R7多摩川は政六丁目河道掘削他工事		
図面名	付帯施設一般図(6) (猪方地区)		
縮尺	1:50	図面番号	22 の 17
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

付帯施設一般図(7)

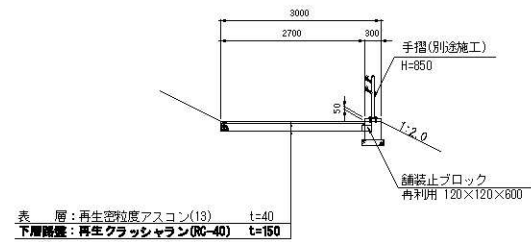
S=1:50

(猪方地区)
(階段護岸② 側帯盛土 坂路移設 22.6k+100m付近)

16-16



17-17

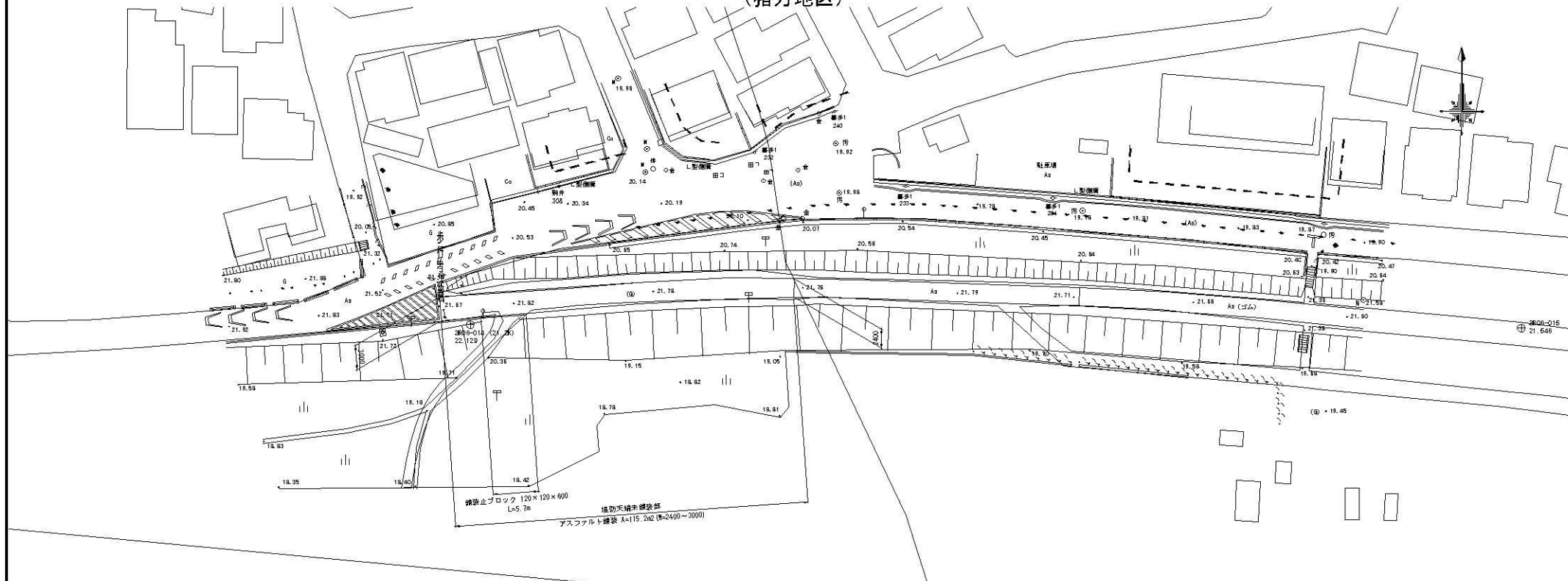


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	付帯施設一般図(7) (猪方地区)		
縮尺	1:50	図面番号	22 の 18
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

S=1:250

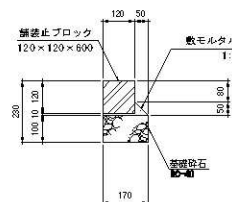
S=1:250



標準断面図 S=1:20



舗装止ブロック詳細図 S=1:10
120×120×600

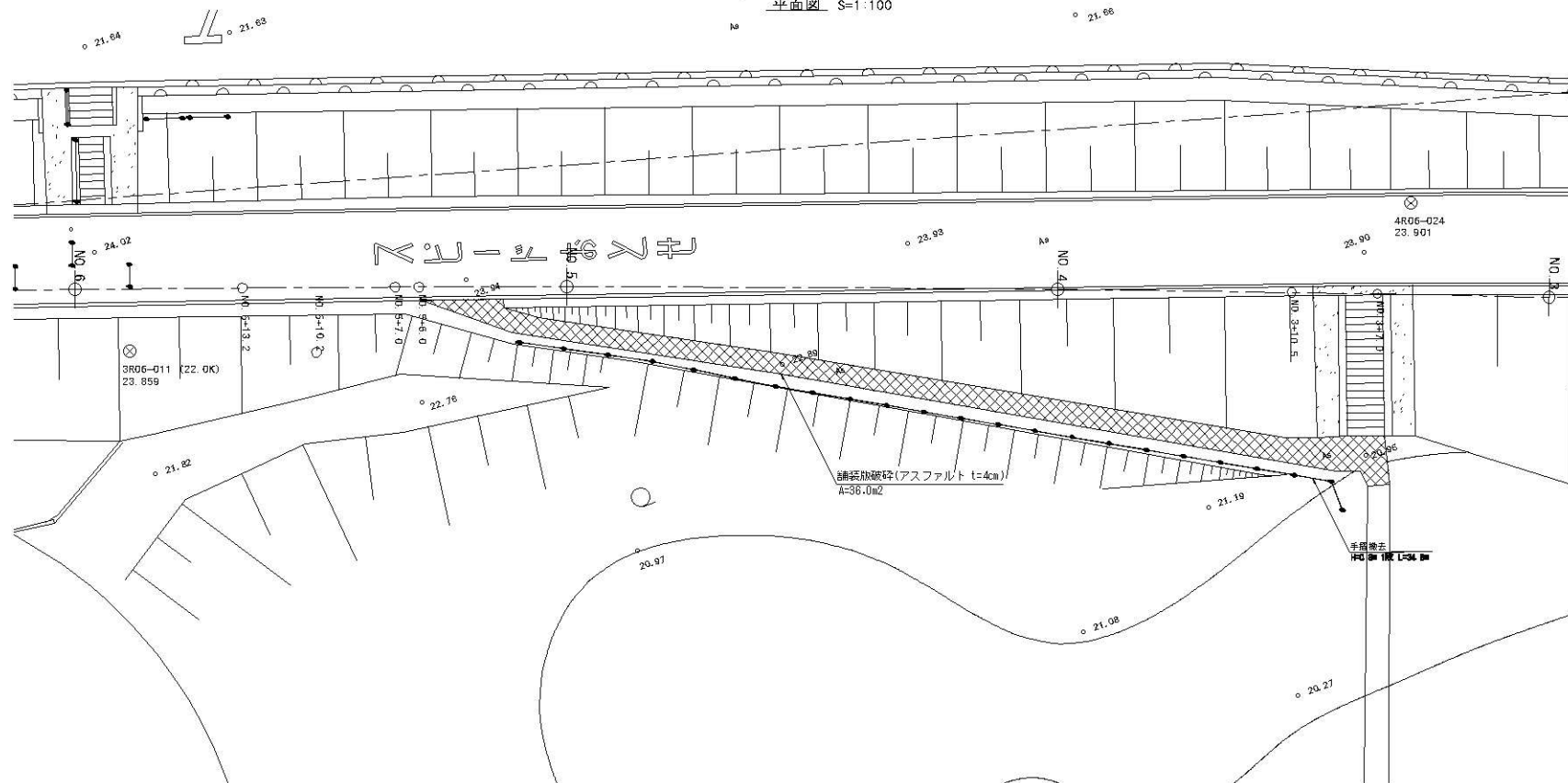


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

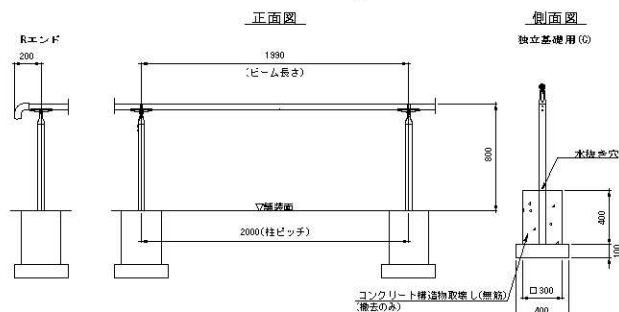
工事名	R7多摩川は政六丁目河道掘削他工事		
図面名	堤防天然鋪装一般図(猪方地区)		
縮尺	図示	図面番号	22 の 19
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜川事務所		

撤去工詳細図(2)
(猪方地区)
(坂路工③ 22.0k-20m付近)
平面図 S=1:100

S=1:100



手置詳細図 S=1:20
H=0.9m 1段



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

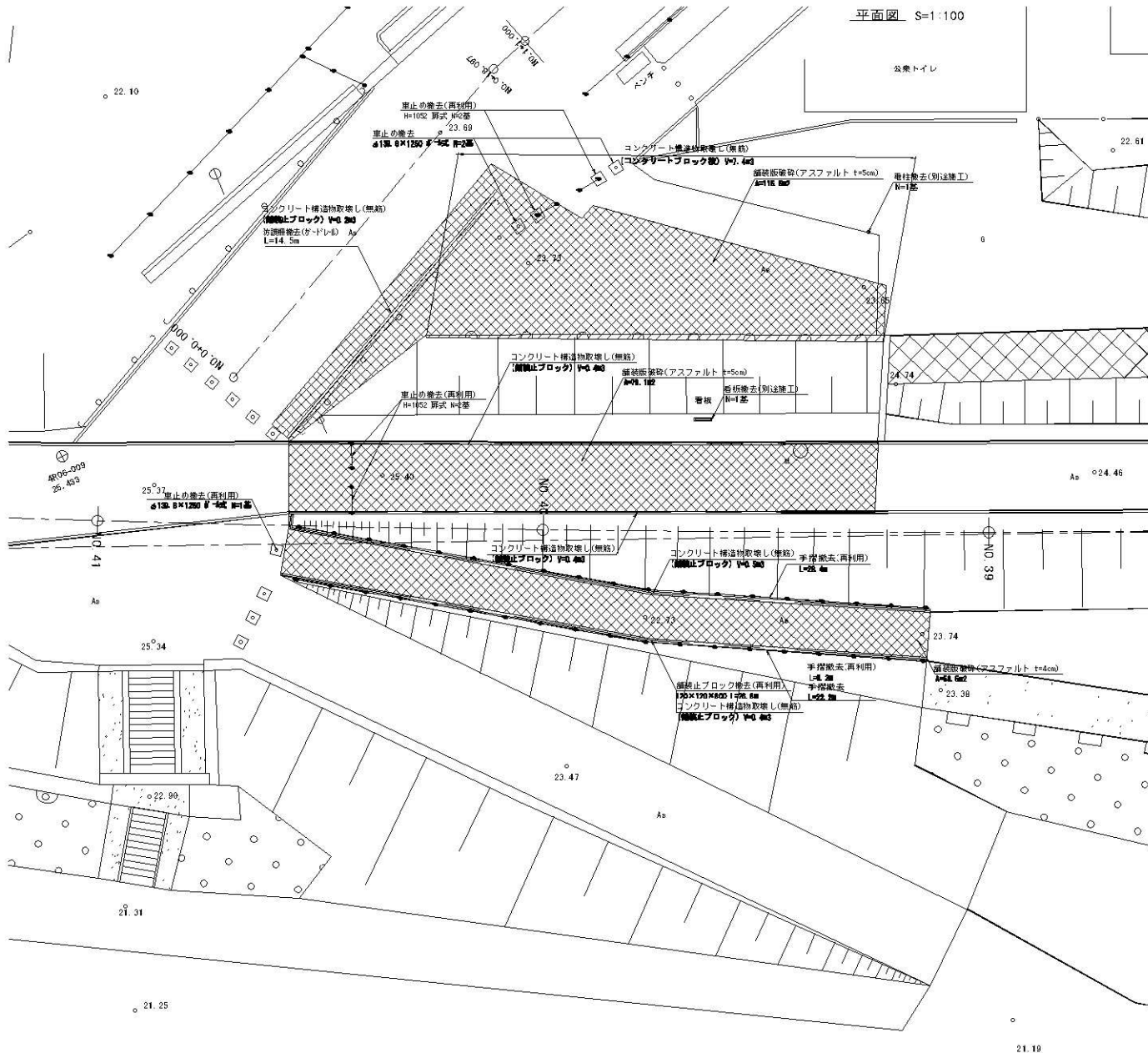
工事名	R7多摩川是政六丁目河邊掘削他工事		
図面名	撤去工詳細図(2) (猪方地区)		
縮尺	1:100	図面番号	22-021
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

撤去工詳細図(3)

(猪方地区)

(階段護岸② 側帯盛土 坂路移設 22.6k+100m付近)

平面図 S=1:100

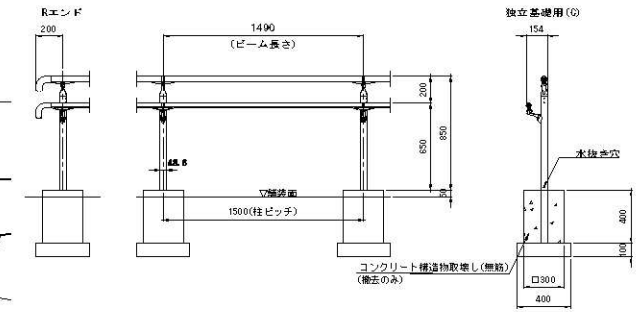


手摺詳細図
撤去・再利用撤去
H=0.85m 2段

S=1:20

正面図

側面図

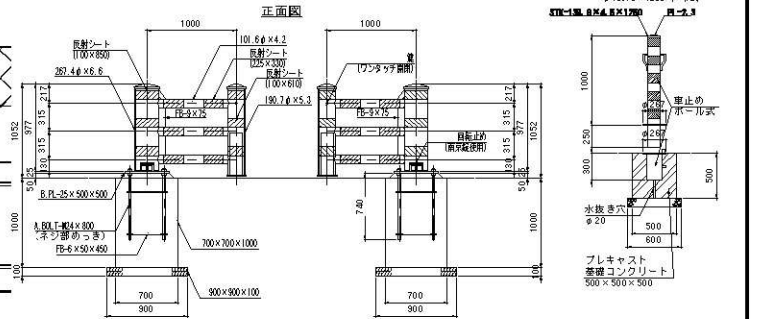


扉式車止め詳細図 S=1:30

正面図

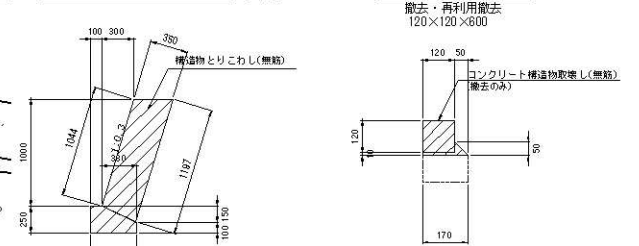
車止め詳細図 S=1:30

側面図

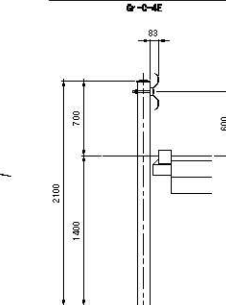


コンクリートブロック積 S=1:25

舗装上ブロック S=1:10



防護柵撤去(ガードレール) S=1:25

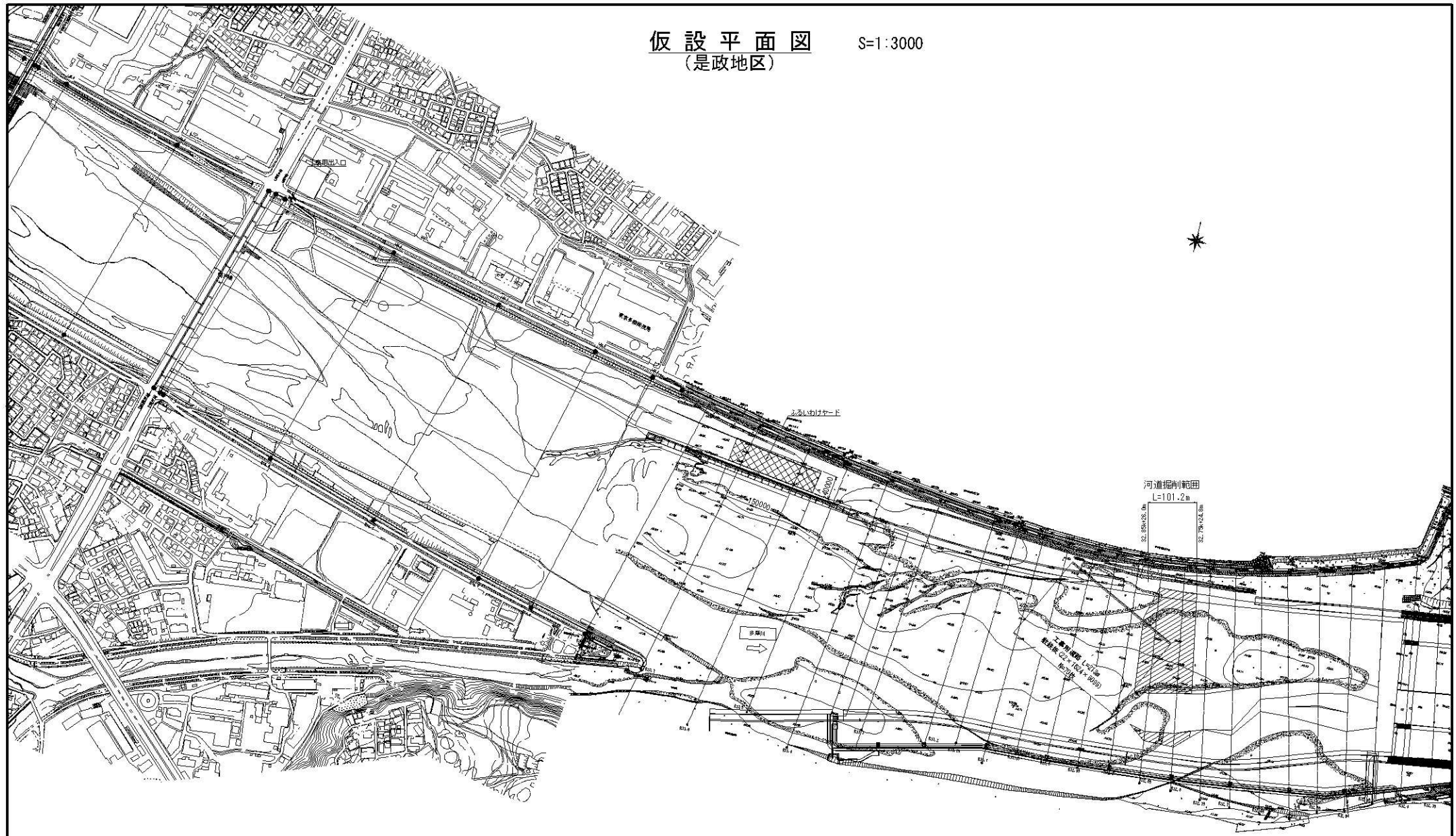


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7多摩川は政六丁目河堤護岸他工事		
図面名	撤去工詳細図(3) (猪方地区)		
縮尺	図示	図面番号	22の22
年月日	令和8年2月 日		
設計者	セントラルコンサルタンツ株式会社		
事務所	国土交通省 京浜河川事務所		

仮設平面図 (是政地区)

S=1:3000



工事用道路標準断面図

S=1:50



凡例

：掘削範囲

参考図

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	仮設平面図(是政地区)		
縮尺	1:3000	図面番号	参 ー 1
年月日	令和 8 年 2 月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

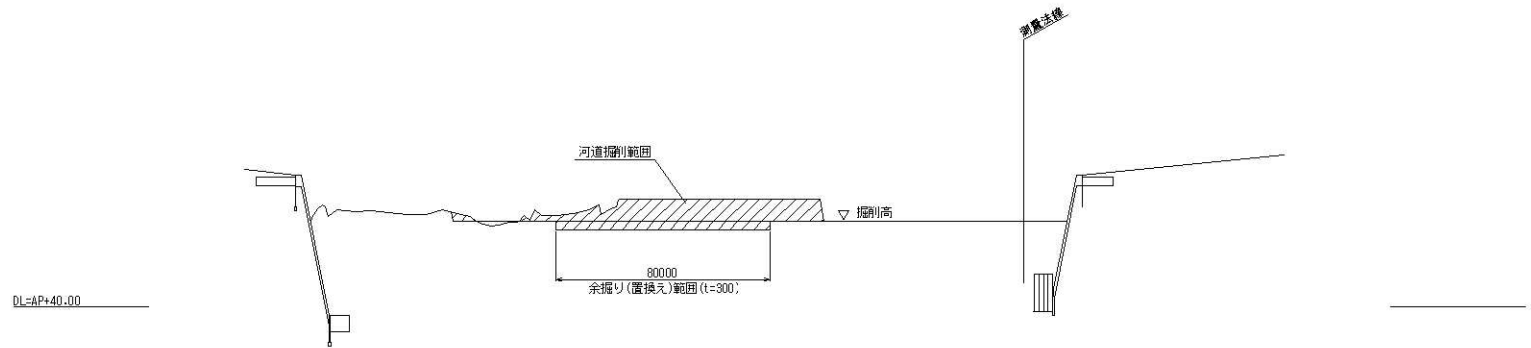
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

河道掘削ステップ図

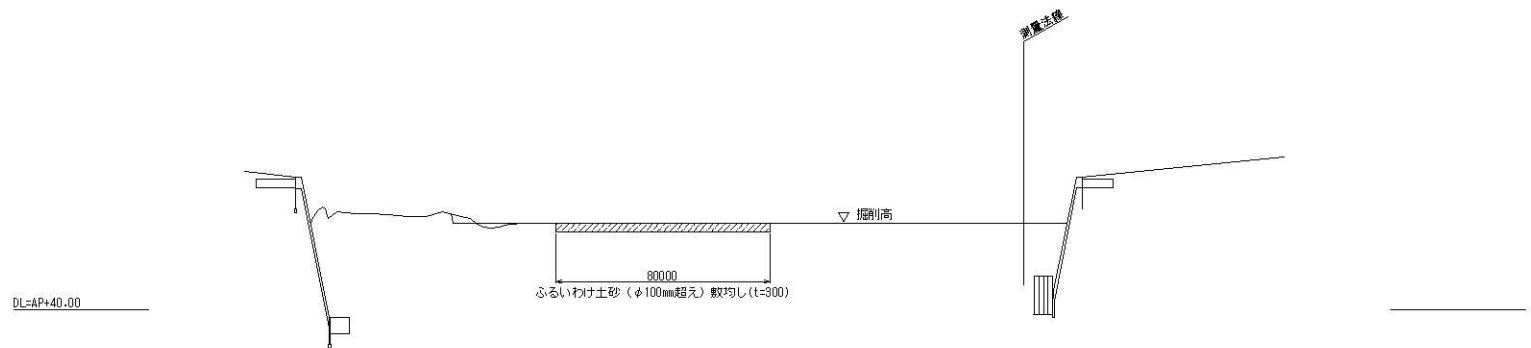
(是政地区)

V=1:100
H=1:1000

STEP1:河道掘削・余掘り掘削



STEP2:ふるいわけ土砂(φ100mm超え)運搬・敷均し



参考図

工事名	R7多摩川是政六丁目河道掘削他工事		
図面名	河道掘削ステップ図(是政地区)		
縮尺	V=1:100 H=1:1000	図面番号	参-2
年月日	令和8年2月 日		
設計会社名	いであ株式会社		
事務所名	国土交通省 京浜河川事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります